

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第41号 2016年8月

HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター等、と共催して実施する連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」の第1弾として、大阪中之島合同庁舎2階国際会議室で2016年6月18日に開催した「法整備支援へのいざない」を取り上げました。

この第1弾の「法整備支援へのいざない」では、まず、法務省法務総合研究所国際協力部の教官から「法分野の国際協力の全体像を知る」としてプレゼンテーションがあり、引き続き、長年法制度整備支援に携われてこられた学者及び弁護士の先生から「法制度整備支援への様々なアプローチ」「国際弁護士と法制度整備支援」の講演があり、そのあと、トークセッション「アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパス」で、実際に法制度整備支援に携われた専門家の方に、お話をいただきました。若手弁護士、司法修習生、学生さんを中心に約140名の参加があり、質疑応答も活発に行われました。

なお、この連携企画第2弾のサマースクール（名古屋大学、8月22日及び23日実施予定）では、法整備支援やアジア法研究に携わる国内外の専門家による講演や講義を中心に、アジアの法と社会を学ぶ意味、研究方法論、研究史、法整備支援をめぐる理論動向、法律実務家がアジア法整備支援に関わることの意義など法整備支援について幅広く学ぶ機会を提供します。更に第3弾の学生シンポジウム（慶應義塾大学、12月3日実施予定）では、参加者がグループに分かれ研究・報告・討論を行う機会を設けることにより、参加者が能動的にアジアの法と社会を学び、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識、研究方法論を習得することが期待され、この一連の連携企画を通じて、次世代の法制度整備支援やアジア法研究の担い手たちが出会い、ネットワークを形成することが期待されるものです。

(目次)

全体司会	法務省法務総合研究所国際協力部・教官	松尾 宣宏	
冒頭挨拶	法務省法務総合研究所国際協力部長	阪井 光平	3
第1部	「法分野の国際協力の全体像を知る」		
	法務省法務総合研究所国際協力部・教官	松尾 宣宏	4
第2部	「法制度整備支援への様々なアプローチ」		
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘	7
	「国際弁護士と法制度整備支援」		
	弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士	国谷 史朗	16
第3部	トークセッション「アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパス」		25
	・パネリスト :	法務省法務総合研究所国際協力部副部長/ 元 JICA ラオス法制度整備支援長期専門家 摂南大学法学部講師 名古屋経済大学准教授 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 課長補佐	伊藤 浩之 大川 謙蔵 中村 真咲 竹内 麻衣子
	・モデレーター :	法務省法務総合研究所国際協力部・教官	石田 正範
お知らせ	サマースクールについて		44
閉会挨拶	公益財団法人国際民商事法センター事務局長	北野 貴晶	46
資料			
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘	
	http://www15.plala.or.jp/Matsuo/20160620.pdf		
	法務省法務総合研究所国際協力部・教官	松尾 宣宏	
	弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士	国谷 史朗	
	摂南大学法学部講師	大川 謙蔵	
	名古屋経済大学准教授	中村 真咲	
	JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ		
	法・司法チーム 課長補佐	竹内 麻衣子	

私は47期で、2年間の司法修習を経て、平成7年に検事に任官しました。日本では、検事には刑事訴訟法で定められた検察官と、国の法律家という側面があります。私の場合は、検察庁にいたほか、国際的な分野での仕事をしたり、司法研修所や法科大学院で教育指導をしたりしていました。そのようないきさつがあり、現在は法務省法務総合研究所の国際協力部長を務めています。検事というのはこのような仕事をするのだというぐらゐの印象をお持ちいただければありがたいです。

法制度整備支援は、日本の国際協力の一つの分野です。日本はG7のメンバーになるほどの先進国ですので、おのずと海外から支援の要請がありますし、それに応えることが日本の責務になっています。国際協力にどのようなものがあるかという、一番分かりやすいのはベトナムのハノイにあるニャッタン橋です。これは日本の援助で造られました。ホン川に架かるこの橋によって、郊外の空港とハノイの街のアクセスは非常に改善されました。目に見える日本の支援です。行かれた方もいらっしゃると思います。

また、ミャンマーでは、イギリス統治時代に鉄道ができて、6000kmの鉄道網があるらしいのですが、うまく整備されていなかったために時速20kmでしか走れませんでした。そこに日本の技術を持った方が行き、日本の車両を提供し、保線をして、整備するという形で、交通インフラを快適にする支援も行っています。非常に分かりやすい支援です。

ところが、これだけではありません。人々の生活が豊かになり発展するためには、法の支配が非常に大事です。法律をきちんと整備して、人の支配ではなく法の支配により国が治められていく。グッドガバナンスにより、人の生活はどんどん良くなっていきます。そこで、法制度整備支援が行われています。カンボジアでは、国がかなり悪い状態になった後、日本の研究者、弁護士、私たちの仲間が一体となって民法や民事訴訟法を作り、この運用の支援をずっと行っています。橋や鉄道は目に見えますが、法は全く見えません。しかし、法の支配、法律によって人々の生活がどれだけ豊かになるかということは、恐らくここに来られた皆さんはお分かりだと思います。こういうことを整備していくのが法制度整備支援で、非常に重要です。

今日は、法制度整備支援とは一体どのようなものかということをお聞かせいただくことも大事ですが、法制度整備支援をするためにはどういう道があるのか、どういうことを意識していれば法制度整備支援に関わるのかということをお聞かせください。若い皆様、新進気鋭の法曹の方々と一緒に考えたいと思っています。「Anyone Can 法制度整備支援」。法制度整備支援は、ここにおられる皆さんのように、一定の基盤があり、かつ国際協力に対する強い理解と熱い気持ちがあれば誰でもできるのです。これは私がつくった言葉ですが、出典はあの有名な映画です。有名なある料理人は、「Anyone Can Cook（誰でも料理ができる）」をキャッチフレーズに本を書きました。その「Anyone Can Cook」という本に触発されたあるネズミが、その本を一生懸命読んで、血のにじむような努力をして、有名なシェフになるのです。

何を言いたいかというと、料理と一緒に法制度整備支援も誰でもできるのですが、そのネズミが本を読んでしっかり勉強して、強い熱意を持って料理に取り組んだように、皆さんも国際協力の意味、法制度整備支援の内容をよく理解して、本当にそういう道を歩もうという気持ちが必要だということです。それがあれば、必ず

や法制度整備支援の担い手になれます。今日はまさにその第一幕が開きました。これからいろいろな先生に話していただきますが、今日だけで終わりません。この企画は連携企画なので、夏の名古屋、その後の東京という形でつながっていき、かつ発展していきます。なかなか物理的に難しいので、三つの会場全てに出てくださいとは申しませんが、できれば、今日の幕開けをうまく生かしていただき、法制度整備支援を理解して、自分もそういうことをやってみたいという人が一人でも増えることを祈念しています。

最後に、今日は皆さん、来ていただいて誠にありがとうございます。この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。また、皆さんをこの会場に誘ってくださいました、様々な先生方、重ねて厚く御礼申し上げます。これから幕が開きますので、ごゆっくりお楽しみいただきたいと思います。

(松尾宣) 阪井部長、ありがとうございました。

(阪井) 司会をする松尾教官が第1部のプレゼンテーションをしますので、松尾教官に代わります。彼は国際協力部の教官で、検事です。皆さんをまさに法制度整備支援にいざなっていくてくれますので、ご清聴をお願いします。

第1部 「法分野の国際協力の全体像を知る」

松尾 宣宏（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

第1部は、「法分野の国際協力の全体像を知る」と題しています。このシンポジウムでは、特に若い世代の方々を対象として、法制度整備支援を中心とした、将来のキャリアパスについて考える機会を提供することを主な目的としています。第1部では、法制度整備支援を中心とする法分野の国際協力において、どのような立場の人がどのように関わっているのか、その担い手たちとその役割について、主に私からお話ししたいと思います。法制度整備支援の内容と目的から簡単にまいります。

法制度整備支援の内容と目的

法制度整備支援は、支援対象となる国が民事法、商事法分野の基本法令を作る際の支援として始まりました。その基本法令の起草・改正支援、法律が適正に運用されるための体制整備、実務改善の支援、法律専門家などの人材育成に対する支援もその内容としています。

日本の国家としての法制度整備支援はODA予算を使って行われています。それを実施するのがJICA（独立行政法人国際協力機構）です。法制度整備支援が何を目的としているかですが、相手国の法制度が整備されることで、法律による統治が根付き、それが良い統治に発展していくということが挙げられます。そのベースの上に、相手国が市場経済化の段階に移行するのに対応した法整備が求められ、さらに近頃は、日本企業の投資環境整備としての法制度整備支援も求められています。これはODA予算という国家予算を使って行う以上、日本の利益にも資するべきだという考え方が加わってきたことによるものです。この法制度整備支援の内容と目的

については、今ごく簡単に申し上げましたが、この後、第 2 部の松尾弘教授のご講演で詳しくお聞きいただけます。

法制度整備支援の担い手たち

では、法制度整備支援にどのような立場の方がどのように関わっているのかについてご紹介します。まずは、法務省および JICA についてお話しします。法務省で法制度整備支援を行っている部署は、私たち法務総合研究所国際協力部です。当部は、教官、国際協力専門官で構成され、教官の出身は、私もそうですが検事と、裁判官という法曹・法律家、法務省職員です。専門官は、法務省、検察庁等の職員出身で、いわゆる法律家、法曹資格者ではありませんが、専門官として日々業務に当たってくれています。

この部分につきましては、第 3 部のパネルディスカッションに登壇する当部の副部長、伊藤からお話があるかと思えます。JICA で法制度整備支援を主に担当している部署は、産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チームです。このチームの職員も、いわゆる法律家出身ではありません。この部分については、これもパネルディスカッションに登壇される JICA の竹内さんからお話があるかと思えます。

我々法務省と JICA の関わりですが、JICA が我々と共に対象国について法制度整備支援プロジェクト、つまり、目的、予算、期間を決めて行う法制度整備支援事業を立案します。そのプロジェクトの活動の中で、支援対象国の法律関係者を日本に招いて、本邦研修と呼ばれる研修をしたり、日本から専門家を現地に派遣して現地セミナーを行ったりしています。そのほか、研修で学んだことのフォローのための活動をしたり、支援に必要な法制度の運用などの調査のため、相手国に調査に行ったりしています。その活動について、ここで簡単な映像をご覧くださいと思います。ミャンマーの本邦研修、それからネパール、ラオスでの現地活動が順々に流れますので、ご覧ください。

映像上映

これらの活動についても、パネリストなどから話があると思えます。

さて、JICA 法整備支援プロジェクトでは、長期的に支援に関わる法律家として、長期専門家を法務省から派遣しています。専門家は通常 2 年間相手国に常駐して、相手国機関や日本側と協議したり、ワーキンググループという勉強会を実施したり、セミナーを開催したり、そのほか、調査視察なども行っています。相手国ではプロジェクトオフィスと呼ばれるところを拠点として活動を進めています。

長期専門家は、これまでベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシアの 5 カ国に派遣されています。第 3 部のパネリストである当部の伊藤副部長は、ラオスのプロジェクトオフィスに 3 年間派遣されていました。また、本日のご来場者の中には、この 3 月までベトナムのプロジェクトオフィスで長期専門家として派遣されていた方もいらっしゃいます。なお、東ティモールという国がありますが、ここは JICA プロジェクトはないものの、我々法務省が独自に支援しています。

では、ここで実際のプロジェクトオフィスの様子をご紹介しますと思います。ラオスのオフィスです。

映像上映

公益財団法人、国際民商事法センター（ICCLC）について簡単にご紹介します。ICCLCには、我々法務省と JICA が行う法制度整備支援事業のサポートをしていただいております。ICCLC は企業等の賛助を受けて運営しています。本日、ICCLC からは局長の北野様にお越しいただいており、閉会挨拶を頂く予定です。

続いての担い手の紹介は、弁護士の方々です。弁護士についても、JICA の長期専門家として派遣される方がいらっしゃいます。また、長期専門家のほか、国際協力専門員として、東京にある JICA 本部において法制度整備支援にアドバイザーとして関わる道もあります。弁護士の長期専門家が派遣されているのは、先ほどご紹介した 5 カ国に加えて、ネパール、中国のプロジェクトオフィスです。

支援対象国を相手とする国際案件を取り扱う弁護士の方々も、法制度整備支援において重要な役割を果たしています。日々の活動の中で法律のユーザーとして、相手国の法制度に関わる問題点を抽出して問題提起をする役割、あるいは相手国の法制度を研究して紹介するという役割は、相手国の法制度の問題点や現状の把握が大切な法制度整備支援にとって大変重要なものです。また、近頃、支援対象国の中では、知的財産法など専門性が高い分野の法律に関する必要性が大変高まっています。知的財産など専門分野のご経験を生かし、現地におけるセミナーや国内における研修の講師をしていただくなどしております。これらの活動は、日本企業が外国に進出していく上での環境整備をしていくことにもつながります。

また、日本弁護士連合会では、国際司法支援活動を行っており、これが法制度整備支援の分野の活動になります。この活動に参加して、相手国の弁護士が日本で研修する場合の講師となったり、相手国のセミナーの講師として派遣されるという参加形態もあります。このあたりは、第 2 部でご登壇される弁護士の国谷先生のお話に詳しいと思います。どうぞ、お楽しみにしてください。

では、研究者の方々はどうでしょうか。JICA プロジェクトが関わる支援活動においては、専門性の高い法律知識などが要求される場合がありますが、研究者の方々にはアドバイザーグループの委員として、そのご意見や知識を頂き、JICA 及び我々をバックアップしていただいております。また、研究者の方々には支援対象国において調査、研究活動を行い、その成果をフィードバックしていただくこともあります。本日も第 2 部の松尾教授、第 3 部のパネリストである大川先生、中村先生という研究者の方々から詳しくお話ししていただきます。なお、松尾教授、大川先生は現在、実際にラオスのアドバイザーグループ委員をされています。

最後に、大学等の機関の法制度整備支援における役割をご紹介します。大学等の機関の役割は、相手国から留学生を受け入れて日本における法学教育を行う、あるいは、相手国に講師を派遣して、相手国においても法学教育を行うことで、相手国の人材の能力向上に役立つというのが主なものです。日本においては、本シンポジウムの共催機関でもある名古屋大学法政国際協力研究センターが、現地で日本語で日本法を教えるという大変興味深い取り組みをされています。この名古屋大学のセンターで勤務したご経験がある中村先生のお話をこの後ぜひ聞いていただきたいと思います。

いかがでしたでしょうか。今後、法制度整備支援が広がりを見せる中、その活動領域はますます広がっていくものと思います。皆様が本日のシンポジウムで法制度整備支援へのご関心を深め、法制度整備支援の新たな

担い手となることを願っております。

連携企画について

最後に、一連の連携企画について、私から簡単にご説明します。本シンポジウムは、連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」の一環です。本日実施の「法整備支援へのいざない」を皮切りに、名古屋大学における、8月22日、23日のサマースクール、11月の慶應義塾大学における学生シンポジウムが一連の連携企画となります。サマースクールについては、最後に、名古屋大学の牧野様からお知らせがございます。ここ大阪から遠隔地の開催ではございますが、ご関心のある方、ぜひ一連の連携企画へのご参加をお待ちしております。

これで第1部を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

(阪井) 松尾教官、非常に興味深くコンパクトにありがとうございました。これで第1部が終わり、次から第2部に入ってまいります。第2部は、研究者として、法制度整備支援の分野で幅広く活躍、関与されている、慶應義塾大学法科大学院の松尾弘教授と、国際業務にあらゆる造詣がおありの弁護士の国谷史朗先生のお二人から、法制度整備支援における様々な状況につきまして、研究者、そして弁護士の立場からお話をさせていただきたいと考えています。

まず、松尾先生から、「法制度整備支援への様々なアプローチ」と題して、ご講演を頂きたいと存じます。松尾先生は、慶應義塾大学のロースクール、法科大学院の教授であられまして、民法や開発法学をご専門にされています。法制度整備支援の現場でも、ネパールやカンボジアの民法の起草に関わられたり、ラオスのアドバイザーグループで、現にラオスの人たちを様々な形で支援されたりしています。松尾先生、よろしく願いいたします。

第2部 「法制度整備支援への様々なアプローチ」

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

最初に法制度整備支援について、詳しく丁寧にお話しくださった松尾宣宏教官の後を受けて続きの話をさせていただきます、もう一人の松尾でございます。ただ今、松尾教官から非常に詳しいお話を頂きましたので、私はそれを受けて、経験から得たこととお話ししたいと思います。また、この後お話しいただく国谷先生は、日弁連の国際交流委員会を率いて、日本の法制度整備支援の弁護士を中心とする活動をリードしてこられた先生です。2009年、若手の皆様のための法制度整備支援シンポジウムの第1回で、日弁連を代表してご挨拶を頂いたと記憶しています。その2人の先生方の間に挟まれる形で、いわば中継ぎのような役割ですが、私がこの15年ぐらい、民法を中心に法制度整備支援に関わってきた経験に基づいて、はたして法制度整備支援にどのような観点から関心をもち、アプローチできるかということについて、少しお話しさせていただきたいと思えます。

表題のスライドの写真には、普段は法務省の赤レンガの写真を使っています。ただ、さすがに今日は赤レン

ガの写真を使うのははばかれると思って、別の写真を使いました。これをご存じの方はいらっしゃいますか。最近割合とテーマパークばやりで、ディズニーランド東京、上海などいろいろなところでテーマパークができていますが、これはベトナムのホーチミン市郊外にあるスウィティエン公園のシンボリックな存在です。これはディズニーなどの外国のキャラクターではなく、ベトナムの伝説上の最初の国といわれる文朗国の雄王（フン・ボン）という王様の像です。こういうものを使って、国づくりのためにベトナムが様々なチャレンジをしていることに敬意を表して、法制度整備支援も国づくりための大事なツールですので、今日はこれを写真に使った次第です。

法制度整備支援とは何か

法制度整備支援は、法規定の整備だけではなく、法を運営する組織や人材育成、その適用を受ける市民側の法的能力の向上、さらには、それに関連する社会調査、法情報インフラの整備など、広い範囲の活動を指しています。立法支援や法曹人材養成支援を中心に、日本の法制度整備支援は20年以上にわたって続けられてきました。特にここで強調しておきたいのは、それが最初から日本法を相手国にコピーしようというのではなく、さらにまた立法支援にとどまるものではなく、相手の国に本当に根付く法制度とは何なのだとすることを考えて努力してきたということです。そういう観点からすると、本当に法が根付くために、とりわけ重要なのは市民の側が法を理解し、運用する能力を付けることであるということ、特に最近法制度整備支援の最前線が、法制度整備のための教育支援へと広がりを持っているということも、ここで併せてご紹介しておきたいと思います。

ラオスを題材にしてお話しすると、ラオスへの法制度整備支援では、第1段階として、法律辞書の作成、民法の教科書・問題集を作成しました。こういう教材を作ったメンバーが、その後5~6年して、今度は民法典の起草のためのチームをつくりました。ラオスの現地で民法典の起草のための全体会議、ワーキンググループの会議が行われました。また、メンバーが日本にいらして、起草のための全体会議、グループに分かれた会議をしました。

ネパールの民法典草案の支援では、民法典草案の全条文約750箇条について、エクセルを用いてコメントを作り、それを基にして改正案を議論するという作業を第1次草案から第3次草案まで繰り返して、併せて全条文に対する逐条解説のドラフトを検討することを行ってきました。

カンボジアでは、裁判官と弁護士の研修を行いました。日本から派遣された、検事と兼官している裁判官が、カンボジアの裁判官から民法、民訴法の適用に関する非常に難しい質問を受けて、その場で正しい解決は何か即答していました。離婚の手続きについて、カンボジアの場合は裁判でないと協議離婚ができないので、協議離婚は裁判で認める必要がありますが、協議離婚で当事者間の協議は成り立ったけれど親権者が決まっていないときに、「離婚を認めるけれども、親権者の決定はこれからというように分離していいのでしょうか。」という質問でした。他にも、日本から派遣された弁護士が、民法の適用に関する非常に難しい問題について質問されて、黒板に図を描きながら説明していました。

このようにして、法制度整備支援というのは、まずは法的なルールを作ります。しかし、ルールを作っただ

けでは、それは実体のない線にすぎません。それを担う法曹人材が育って、ようやく面になり、さらに、この適用を受ける市民が実際に使えるようになって初めて現実の存在になっていくというイメージです。

法制度整備支援は、市民があたかも携帯端末を用いてインターネットにアクセスしてサービスを得られるように、いつでもどこでも誰でも必要な法情報と納得のいく法的な救済をリーズナブルなコストであまねく受けることができる、そういう空間が社会の隅々にまで行き渡っている状態、私はこの状態を法ユビキタスと呼んでいます。その法ユビキタスの実現と拡大を目指しています。言い換えると、自分の権利を侵害されても泣き寝入りしなければならない不条理を感じる頻度が減少すればするだけ、法ユビキタスに接近していると言えることができると思います。

法制度整備支援の広がり

こうした法制度整備支援の活動は、日本だけではなく、国連や国際金融機関、地域機関、各国政府、NGO といった様々な組織の関心の的になってきました。法制度整備支援を政府間開発援助のメニューとして取り込む外国政府も増えています。その多くが法制度整備支援を良い統治の構築支援や民主化支援の一環として、外交政策の柱の一つに位置付けています。また、加えて貿易や投資に関連する経済政策の重要な柱としての面も持っています。

一つ難しい点は、複数の外交政策、通商政策、貿易政策が絡み合い、しかも複数の組織がそこに関与するものですから、組織間の統一をどうやって取るかということです。そのために、国際協力省をつくって、複数の省庁や関連組織を一元化する国もありますが、逆に、その組織を分散させたまま各省庁の特色と強みを生かしながら、その壁をできるだけ乗り越えてく、それによって法制度整備支援の体制構築をしていく努力をしている国もあります。

ドイツの国際協力公社（GIZ）と国際法協力財団（IRZ）のように、政府と民間財団がツートップの形で協力して法制度整備支援を行っている例もあります。日本の場合は、国際協力機構（JICA）、法務省法務総合研究所国際協力部、国際民商事法センター（ICCLC）の連携が法制度整備支援の体制構築のための官民パートナーシップの一つのモデルになっていくのではないかと感じています。

日本政府が行う法制度整備支援は、平成 21 年に法制度整備支援に関する基本方針を作って、日本のソフトパワーによる支援として、オールジャパンの体制で臨んでいこうということが確認されました。そして平成 25 年には、その改訂版として、特に日本企業の海外展開に有効な貿易投資環境の整備や環境安全制度を導入するという方針を持って、非常に戦略的に展開されてきています。現在、日本の法制度整備支援の前線は、ベトナム、カンボジア、ラオスを皮切りにして、中国、モンゴル、ウズベキスタン、インドネシア、東ティモール、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、バングラデシュ、ネパール等に対して継続的に実施されてきました。これらのアジア諸国以外でも、イランやパレスチナ等の中東諸国、さらにはケニア、タンザニア、コンゴ民主共和国、コートジボワールといったアフリカ諸国にも及んでいます。

これまで日本が提供した法制度整備支援の活動は、1996 年 12 月以降の予算額ベースで見ると、20 年間で約 145 億円弱、年額平均約 6 億 7000 万円の規模で行われてきました。累積ではベトナム、カンボジア、中国、イ

インドネシア、ラオス、ネパールに比重がありました。もっとも、こういったお金の換算できない汗と情熱を注いできたところに日本の法制度整備支援の特色があると言えると思います。

日本の法制度整備支援の特徴として外国人が指摘する点は、すぐに成果を求めない、漸進主義、自国の法律の売りは控えめにして比較法を重視する、選択肢を提供する謙虚さ、裁判官・検察官・弁護士・司法書士・法学者といった多様な専門家が関与して実施する、関係者間の人間関係を重視する、1プロジェクトを複数フェーズに分ける・発展的な新規プロジェクトにつなげるといった柔軟なサイクルをアレンジする、自助努力を強調するといった点が挙げられます。一方で、相手国の立場を尊重するあまり、ベンチマークを下げ過ぎているのではないか、あるいは資金の使い方も含めて予算上の制約が厳しいのではないかとといった指摘もされています。

こうした指摘に加えて、私がこの15年間、活動の前線で実感してきたことは、日本の法制度整備支援の現場では、相手国の国民の歴史、アイデンティティ、文化、誇りに対する一種の敬愛の念を持って法制度整備支援を行ってきた、その中で、相手国に最もふさわしい法システムの構築を通じた良い統治を構築するための支援をしてきたということです。良心的な立法府が策定したルールに基づいて、強力な行政が開発政策を着実に実行し、その過程で生じる様々な紛争に対して裁判所が公平な裁判を提供する。そういう良い政府に支えられて国内市場が発達し、主体的な企業活動が活発化する一方で、非政府・非営利の組織が市民社会のセーフティネットを広げることによって、政府が主導しつつも、国民と民間が主体となって、政府・市場・企業・市民社会の間に健全な緊張関係が成り立つ、こういうことが良い統治であると考えています。それは容易に実現困難な壮大な目標であるといえるでしょうが、関係者は大真面目にその実現を目指して法制度整備支援を行っていると言えると思います。

無論、それは「言うは易く行うは難し。」です。例えば、カンボジアは最も多くの支援の資金と人が投入されてきた国の一つですが、カンボジアの行政府、司法府、立法府を見ると、そびえ立つ巨大な神殿のような行政府と、民主化を模索する非常に小ぶりの議会、お寺のような最高裁は独自の存在意義を模索している途上にあることを象徴しているような姿です。カンボジアでは目を見張るようなスピードで、豪華なマンション、ホテル、スポーツ施設、ショッピングセンターの開発が進み、その現場から立ち退きを余儀なくされた居住者が河川敷で掘っ立て小屋を建てて住んだり、テント生活をしたりしています。それが同時存在しているのが現在のカンボジアです。そういう状況を目の当たりにして、国づくりないし国家の良い統治のための法制度整備支援に一体どんなことができるのかと非常に深く考えさせられるものがあります。

しかし、こうした現象は、カンボジアに限らず、比較的早いペースで開発プロセスを進めている社会で頻繁に見られます。ベトナムのホーチミンも、まさにそうした開発の真ただ中にあると言えます。こういう中でも、発展とそこから取り残されていっている国民との間のギャップをどうするのかという問題が起こっています。こうした開発のアンバランスを是正するためにも、法制度整備支援は、相手国においていまだ重要性を増してくると思っています。

日本経済と法制度整備支援

一方で、それに関与する日本側にとっても、法制度整備支援は、経済的、政治的に大きな意義があると考え

ています。それについて少し見方を整理してみたいと思います。まず経済的な意義です。第 1 に、今や日本企業の生産体制の海外展開が進んでいます。原材料の調達、加工、製品化、輸送、販売の相当部分が法制度整備支援の相手国となっているインドシナ諸国、メコン地域諸国を中心とするネットワークに組み込まれつつあります。とりわけ人的・物的資源が集中するメコン地域の南北経済回廊のインフラ整備が急速に進むにつれて、この地域に形成されつつある国際的な生産ネットワークへの参加を日本企業は無視することができません。スライド 25 はベトナム北部の農村地帯、ハノイの市街、ホーチミンの開発区、JICA が支援しているホーチミンの郊外と都市を結ぶ鉄道です。皆さんが身に付けておられるものの中でも、たくさんのメード・イン・チャイナに加え、メード・イン・タイ、メード・イン・ベトナム、ミャンマー、バングラデシュを目にする頻度が高くなってきたと思います。その中には日本企業が作ったものも含まれています。実際、発展途上国から世界に通用する製品づくりに挑む日本企業も現れています。こうした経済活動が相手国に最もふさわしい法整備によって促進されることは言うまでもありません。

第 2 に、法制度整備支援の相手国が経済的に発展し、市民の購買力が増すことは日本企業の商品販売や消費市場を拡大することを意味します。既にリンゴやイチゴといった果物や野菜、牛肉等の畜産品はベトナム等の東南アジア諸国への輸出が増えています。そうした地域を活性化させるような法制度整備は、逆にメード・イン・ジャパン製品の進出を促すことも否定できません。

第 3 に、法制度整備支援は、その相手国における企業に対して相互にルールを遵守するように促し、コンプライアンスを求めるための基準づくりと実施方法にも及んでいます。それがフェアプレーによる相互利益を促進し、長い目で見れば、持続的な発展を維持することに通じます。また、法律に至らない競争ルールの形成戦略の策定実施を促進するためにも、法制度整備支援を通じた相手国との信頼関係の形成が重要になってくるように思われます。

冷戦が終結して、法制度整備支援が本格化した当初の 1990 年代には、法律を書いた者が仕事を取る、つまり自国法に近い方を相手国に移植することが自国のビジネスに有利であるという誤解により、アメリカとドイツを中心とする法整備支援戦争が過熱した時期がありました。しかし、この認識はその後大きく変わってきました。それは相手国の歴史と現状に最も適合した法システムを作ることが、相手国はもちろん、日本、その他の外国にとっても最も利益があることが分かってきたからです。ただ、最近少し危惧されるのは、かつての法制度整備支援戦争がやや再燃しているのではないかと見られる現象が見いだされる点です。

これに関連して、アジア諸国に法制度整備支援を行う意義として、将来 ASEAN+ α による東アジア共同体の共通法の基盤づくりが挙げられています。ここには非常に様々な議論の余地があるように思われます。国際経済はグローバル化を深める一方で、各地域の連携強化による生産流通消費の効率化も求めています。こうしたグローバルリズムとリージョナルリズムは両立可能であって、法制度整備支援も、そうした両にらみの経済政策に適用するように推進することが得策ではないかと私自身は考えています。

安全保障と法制度整備支援

法制度整備支援の政策的意義は、経済的な側面にとどまりません。隣国、周辺国との政治的緊張が増してい

る中で、法制度整備支援を一貫して進めることは、日本の安全保障に直結する重要な布石になると考えられます。隣国、周辺国の経済的な繁栄と政治的な平和は、日本の国益確保の大前提であるということを再確認する必要があります。私たちが法制度整備支援を行う現場の先々で、中国、韓国企業による旺盛な投資活動を目の当たりにしますが、そうした投資活動によって急速に進む生産、流通、消費のネットワークを利用することは、日本企業にも閉ざされてはいません。重要なことは、そうしたネットワークの形成に日本も積極的に参画して、これを活用し、改善することだと思います。

そのことはさらに、人類にとって最大のチャレンジである恒久平和の確保に通じているように思います。哲学者のジョン・ロールズは、イマヌエル・カントの永久平和論に立脚して、民主制が確立された国家の間では戦争は起きないというテーゼを提示しました。その戦争を阻止する要因として、共有された民主制とともに、相互間の貿易と商取引を挙げている点に注目したいと思います。法制度整備支援が相手国との経済関係を深める紐帯（ちゅうたい）となることは既に述べたとおりですが、その法制度整備支援の相手国が持続的な発展を遂げるためには、経済成長の成果を国民が公平に分ち合い、市民の権利の擁護と市民法の教育機会を拡大して、経済成長と両立可能な民主化を促進することが不可欠です。今後の法制度整備支援では、相手国の法整備が経済成長と両立可能な民主化の価値を実現することに通じるプロセスを提示していくことが重要だと思われます。それはアラブの春の民主化とは相当異なったものになってくる可能性があります。

このように法制度整備支援は、経済政策の面にとどまらず、安全保障政策や外交政策、特に最近言われている司法外交の面を有することも看過することができません。これらは法制度整備支援の政策的根拠とすることができそうですが、それを実現するためにも、法制度整備支援は相手国との間に形成された信頼関係に基づいて不断に継続していくことが重要であるように思われます。

そのような法制度整備支援を通じて、地球上の一つでも多くの国が良い統治を構築できるように、多くの国が相互に協力する関係、法整備協力のネットワークを構築することは、主権国家を前提とする現在の国際社会で、たとえ世界政府がなくとも達成可能な平和維持システムとしてのグローバルガバナンス（地球的統治）の構築に通じていると思われます。

世界と次世代につなぐ法制度整備支援

そういった法制度整備支援は、法を通じた世界平和の構築という目標に通じています。それは、法が政治をどうやってコントロールできるのか。政治をコントロールする究極的な力の源泉として、法が持っている力、ここでは法の理性、法の根拠（ratio legis）を示しましたが、法制度整備支援はそういうものの力が試されているとすることができるかと思えます。

法制度整備支援が目標とする法ユビキタスと平和な状態は、短時日のうちに実現されるものではなく、世代を超えて、絶えず承継、確認、発展させていくことが重要です。そのためには、相手国と支援国との間で、公務員や専門家の枠を超えて、参加者の広がりや厚みを増していくシステムづくりが不可欠です。

そのような取り組みとして、例えば各国の高校以前の段階においても法制度整備支援を題材にした法教育の機会を提供すること、あるいは大学における法制度整備支援論や開発法学、への関心の喚起、そのための国際

的なジョイント・ディグリー・プログラムや、それに関する国内外の大学によるコンソーシアムの形成も模索されています。さらには、職場における様々なコンプライアンスの実践や、援助機関・金融機関から始まった環境社会配慮ガイドラインの他の企業や組織への普及と遵守といったことも、世代を超えた法制度整備支援の実現のために大きな意味を持つように思われます。

私が法制度整備支援の合間にネパールの山間部や南部の農村地帯、ラオスの山村やカンボジアの都市で出会った子どもたちや若い世代は、極めて旺盛な好奇心に満ちていることを絶えず感じ取ってきました。それにより、若い世代における問題関心を喚起し、世代間の承継を意識した長期的な息の長い法制度整備支援の展望が不可欠ではないかと考えています。

法制度整備支援へのアプローチ

最後に、これまでお話したことも踏まえて、法制度整備支援のアプローチを四つにまとめます。第1に、法制度整備支援は法学入門の格好な題材になるだろうということです。法の背景には必ず個々の社会の歴史や文化、政治や経済が存在します。法は個々の具体的な社会を離れて抽象的な形で存在するものではありません。そして、法は社会の発展に応じて変化するものであって、時には社会の変化をフォローしたり、時は社会の変化を促したりする機能を果たします。こうした法の基本的な機能にアプローチすることができるという観点から、法学入門の題材として、法制度整備支援が関心を引いています。これについては、これも後掲のホームページに案内がありますが、大村敦志教授との「『法学教育』をひらく」というタイトルの対談をご参照いただきたいと思います。

第2に、法制度整備支援は、開発経済学や開発政治学をはじめとする開発学の観点から、学際的なアプローチによる研究分野としての関心も集めています。例えば、1993年の世銀レポートで「東アジアの奇跡」と言われましたが、そこには人的資源の集積、政府のイニシアティブをはじめ、いくつかの理由があることが注目されています。私もアジア諸国が発展したのは、決して奇跡ではなくて理由があると考えています。とりわけ、権力をある程度集権化した政府が立憲的な秩序を構築し、その下で産業経済政策の立法を実施し、経済成長と衡平な分配に慎重に配慮しながら、市民のための権利保護と法教育の機会を提供し、民主化を徐々に進めた結果、それが再び衡平を伴った経済成長に結び付くという形で、政治と法と経済の間に好循環が形成されたことが「奇跡」とさえいわれる現象を生んだ重要な理由ではないかと思っています。こうしたメカニズムを解明するという関心からも、法制度整備支援にはアプローチできるのではないかと思います。

第3に、異文化社会を理解するという観点からの法制度整備支援のアプローチです。法は抽象的にどこかに存在するものではなく、個々具体的な社会の経済や政治や社会の構造の中に深く埋め込まれたルールです。したがって、たとえ同じまたは類似の文言のルールでも、それが持つ意味は国によって同じではありません。法制度整備支援では、法的ルールを相手国の社会の歴史や現在の社会構造を踏まえて、現実に妥当しているルールとして解釈する方法を探求する必要があります。このように、言語に表された文化的な成果物であるテキストの意味を正確に読み取るという意味では、法律学は一種のヘルメノイティークとしての面を持っています。そうした解釈の手法としては、テキスト自体の客観的な意味の解釈にとどまらず、統一性を持ったものとして

のテキスト解釈、テキストの歴史的起源にさかのぼった解釈、テキストの背後にある社会的実質関係を考慮した解釈、類似のテキストの比較に基づく解釈というものがあります。このうち、各国の歴史や文化、さらには社会的な構造を考慮に入れた解釈、そしてそれらの比較に基づく解釈は、まさに法制度整備支援を通じてアプローチするテーマに最もふさわしいと考えています。

法制度整備支援の一環として、かつてネパール北部のチベット文化圏にあるムスタンと、逆にインド国境に近い南部のヒンズー教、イスラム教が混在する大平原で調査を行いました。そこで私は、家族関係やコミュニティの構成、男女の役割分担の相違を目の当たりにして非常に強い印象を受けました。社会構成原理によって法的ルールの意味は大きく変わってくる可能性があります。例えば、我々がよく知っているルールとして、責任無能力者の監督者がどのような責任を負うべきかというルールがあります。ベトナム、ラオス、ネパールでは、責任無能力者たる未成年者や精神障害者の不法行為に対しては、親権者もしくは後見人、または学校、その他の代理監督者が絶対的な責任を負うものとされ、少なくとも関連法規のテキストでは免責事由を設けられていません。他方で、日本も支援したカンボジア、日本、ドイツの民法では、監督義務者には監督義務を怠らなかつた場合の免責を認めています。法制度整備支援のプロセスでこの問題が出てきたときに、このルールのうちのいずれが正しいルールである、だからどちらを採用すべきだということはいえないのです。強いて言えば、各国の現状と発展方向に最も適したルールが、「現時点では正しい」ルールだと言うべきでしょう。

したがってまた、いったん採用したルールが国家の発展に伴って変化することもあります。実際、日本民法の714条の母法であるドイツ民法832条の監督者の責任は、ゲルマン法の絶対責任を修正して免責規定を入れたものです。それを日本が継承しました。ところが、ほとんど同じ文言の免責規定をもっているものの、日本では従来は監督義務を果たしたことの主張・立証が非常に厳しく、ほとんど監督義務者の免責が認められない扱いでした。しかし最近、小学生が蹴ったサッカーボールをよけようとして負傷し、その後死亡した損害について、小学生の両親の監督義務違反が否定された去年の最高裁判決の例があります。同じように、アルツハイマー型の認知症患者が鉄道にひかれて死亡した事故で、妻と長男の監督義務違反が否定されました。妻については、最高裁判決の法廷意見は、妻は監督義務者ですらないと判断しました。これも各国におけるその時々時代の状況から離れて抽象的に正しい答えがある問題ではなく、親子関係や夫婦関係、あるいは家族関係の制度的な変容によって答えが違ってくる可能性があります。同じ問題がカンボジア、ドイツで起こった場合はどうなのか、ルールは同じだけれど適用の仕方は果たして同じでよいのかという問題があるように思われます。

第4に、実践としての法制度整備支援という観点も、法制度整備支援のアプローチとして、非常に重要であるように思います。法制度整備支援の担い手、主体は、決して法律家に限られるものではありません。法律家については、松尾宣宏教官から詳しくご説明を頂きましたが、さらに私たちは職場や生活の場で日々様々な規準や規格や仕組みを作り出し、必要に応じて変更しています。それは必ずしも狭い意味での法的なルールではありませんが、現実の仕事や生活に密着した制度の一部です。法制度整備支援で言う制度とは、法律に限らず、社会における人々の行動を実際に左右している、広い意味の制度を含意しています。そういう身近なルールをたとえ小さなものでも作り出し、かつ改善することに大きな意味を見いだしていくことが、法制度整備支援の活動に通じるものがあるということを指摘したいと思います。

先に言及した大村教授との対談で、いみじくも述べられたことですが、社会の仕組みを改善していくやり方はいろいろあるけれど、皆さんはいろいろなところでいろいろなことができます。現場で直面した問題について、法制度整備支援で勉強したことを基に、一ついい仕組みを作れば、世の中に大きな影響を及ぼし得るかもしれないし、そうでなくても、一定の小さな影響が生じるのではないのでしょうか。そういうメッセージを法制度整備支援は含んでいる気がするというように指摘しています。

今日のお話が、法制度整備支援への幅広い関心を引いていただくための小さなきっかけになれば幸いです。参考文献を含め、今日のスライドは、私の研究室のホームページで公開していますので、ぜひご参照いただければと思います (<http://www15.plala.or.jp/Matsuo/newsletter.html>)。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

(松尾宣) 松尾教授、ありがとうございました。松尾教授のお話にもあったかと思いますが、本日お配りしている講演者のプロフィールの中にも、松尾教授の研究室の URL を載せておりますので、そちらにアクセスしてください。レジュメが後日掲載されるとのことですので、お願いします。少々時間が限られておりますが、せっかくの機会ですので、ここで会場の皆様から二つぐらい質疑応答を受け付けたいと思います。この場で質問をされたい方がいらっしゃいましたら、挙手をよろしくお願いいたします。お名前とご所属を簡単をお願いします。

(Q1・大学生) ご講演ありがとうございます。松尾先生がご指摘された、法ユビキタスへの展開で、①立法支援、②法曹人材育成支援、③市民の法へのアクセス支援の3点を挙げられました。このうち、①と②については大体概要が分かったのですが、③については、具体的にどのような考えをお持ちか、お答えいただければと思います。

(松尾弘) 一番難しい質問をズバリとしていただいた気がします。これから本腰を入れて議論したい、非常に重要な点だと思います。ありがとうございます。それは法制度整備支援のメニューの中で今ようやく強く意識され始めた点で、しかし一番難しいことだと思います。今までは、例えば裁判所に行って法的な救済を受けることが資金的に難しい人のために法律扶助の仕組みを作る、法律情報を市民に届けるために、文字の読めない人もいるので、ラジオやテレビなどを通じて、新しい法律ができた、どういう事件はどのように解決されるという情報提供することが行われています。

私は、それは非常に意味のあることだと思いますが、まだまだ不十分であると思っています。もっとも、市民の法へのアクセスの充実は、何段階かのステップを踏んで、徐々に実現するものだと思います。そこで、直接に国民の法的な能力を各段に向上させることは非常に難しいので、まずは、その間に立つ人をたくさんつくっていくことが大事ではないかと思います。既に法曹に関する人材育成は進んでいますが、その数は限られているので、皆さんのような大学で法律を勉強している方、あるいは法律に直接・間接に関わる様々な仕事を

されている方、あるいは政治学、経済学、社会学等の法制度に関わる社会科学を学んでいる方たちの間で法的な知識を広げていく、あるいは、もう少し若い高校以前の段階から法的な知識を普及する機会を増やしていく、そういう地道な活動を続けて、法と国民を結び付ける媒介者をできるだけ増やしていくことが大事ではないかと思えます。それは非常に時間がかかると思えますが、これから手掛けるに値する問題だと思っています。

幸い、そういうことについて関心を持った若手の研究者が最近増えてきています。例えば、今年5月の法社会学会でも、「法整備教育支援」というテーマで、小さなシンポジウムが行われました。そういう傾向が出てきているのは注目すべきことだと思っています。

(松尾宣) ありがとうございます。松尾先生には、この後、最後の少人数質問セッションの段階でも引き続きお残りいただきますので、もし消化しきれないことがございましたら、その時間を利用して、ぜひ松尾先生に質問していただきたいと思えます。改めまして、松尾先生、どうもありがとうございました。

続いて、弁護士の国谷史朗先生から「国際弁護士と法制度整備支援」と題して、国際業務分野での弁護士の活動領域や法制度整備支援との関わりについてご講演いただきます。国谷先生を簡単にご紹介させていただきます。国谷先生は、弁護士法人大江橋法律事務所の代表社員を務めておられる弁護士で、会社法、国際取引、国際紛争解決を主な業務分野とされています。これまで、日本弁護士連合会国際交流委員会の委員長を務められた他、私たち国際協力部も参加しているアジア・太平洋会社法実務研究会において座長を務めておられます。それでは国谷先生、よろしくお願ひします。

「国際弁護士と法制度整備支援」

国谷 史朗（弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士）

私は弁護士になって35年目で、34期になります。ここにいらっしゃる、これから弁護士になろうとされている方は、70期を超えるという年齢関係です。今日は、私がどういう人間かをまずお話しし、それから法制度整備支援に関わるようになった経緯をお話しすると、皆さんに分かっていただきやすいかと思えます。

法制度整備支援に関わるまで

冒頭、阪井部長が「Anyone Can 法制度整備支援」、法制度整備支援は誰でもできると言われました。日本やアジアで私はどんな弁護士かと聞いたら、ビジネス弁護士、国際関係をよく担当している、国際紛争を扱っている、M&Aではよく名前を聞くという回答が返ってくる事が多く、法制度整備支援のベテランで、顕著な功績を挙げた弁護士だという回答はまずないと思えます。ただ、私もそれなりにいろいろな形でこの分野には関わっています。そこで、普通の弁護士でもできるのだということをお話ししたいと思えます。

私は最初に関西の石川・塚本・宮崎法律事務所に入りました。まだ1年目のできたばかりの事務所でした。弁護士の数は3人でした。徐々に大きくなって、今ではフィリピンと中国の弁護士を含めて約140人、東京、大阪、名古屋、上海に事務所があります。

私は最初、民事一般の弁護士でした。初めの2年間の仕事時間の約80%は交通事故の示談をしていました。交通事故の損害賠償で、保険会社が扱えないようなややこしい相手、コツンと当たって1cm四方の塗料がはがれた車を持ってきて、「みっともないから全塗装しろ。」と言って、何十万円も要求して保険会社を困らせるような方々を相手に示談をするわけです。

相手方には、主に三つの種類の方々がいました。一つ目はやくざです。大阪はやくざの非常に強いところで、和歌山にも堺にも行きましたが、やくざの方々が当時は今よりもはるかに活躍されていました。二つ目は右翼です。右翼といっても、本当にバリバリの方は多くありませんでしたが。三つ目はエセ同和です。「私たちは差別されているからもっと払え。」という変な方々がいらっしやいました。それから、本当はそういうカテゴリーには入っていなかったのですが、実は私がどうしようもなく困ったのは、いわゆる「大阪のおばちゃん」です。やくざはお金で解決できますが、おばちゃんと言われる方々は、あり余る時間と弁舌能力を駆使して、なかなか弁護士では対応できません。当時、私も若くて独身でもあったので、「兄ちゃん、いい彼女紹介しろか。」「示談ができるまでは彼女は結構です。」と、その辺から始めなければいけない、そういう仕事をしていました。

4年ほど弁護士をして、アメリカに2年留学しました。1987年に帰ってくると、日本の景気が世界で一番良く、ジャパン・アズ・ナンバーワンと言われた、日本が頂点を極めた時期に重なりました。バブルがはじけたのが1992~93年なので、その前の5~10年は、日本人は世界のどこに行ってもちやほやされました。日本人だというだけで、アメリカの上院議員が「ぜひディナーに招待したい。」と言ってくれました。私はそれを冷たくも「麻雀の約束があるから。」と言って断ったというぐらい、日本人がちやほやされた時代でした。

帰ってくるとそういう時代だったので、M&Aや国際投資、紛争解決に明け暮れていて、今日ここでテーマになるようなことは一切やっていませんでした。それが10年ぐらい続きました。私も外国に行ったので、少し国際的な仕事をしたいという気持ちがあり、相前後して、国際貢献という意味も含めて大阪弁護士会で国際委員会に入りました。その関係で日弁連の国際交流委員会にも顔を出していました。当時、日弁連の支援対象は中国でした。中国は非常に法整備に力を入れていて、私が最初に教えたのは当時の中国の最高裁判所の中堅若手裁判官です。日本と違って、最高裁判所の方は65歳以上ではなく、もっと若い方々が10人ぐらい来られて丸2日間、契約法を教えたのが、私が他国の方に日本の法律などを教えた最初でした。

国際交流委員会でも当初は、このような司法支援の部はありませんでした。当時の国際交流委員会がやっていたのは欧米の法制度を日本に紹介することで、例えばイギリス、ドイツ、アメリカの最新の法律情報を翻訳して、日弁連の会員に提供するというのがほとんどでした。国際交流委員会の仕事は翻訳だということで駆り出されたイメージが大変強くて、皆さん厄介だと思っていたところがありました。

それから、しばらくすると中国の方からいろいろな司法支援をしてほしいと言われることが増えて、日本には中国に留学して中国語に堪能な方がかなりいたので、そういう方々が積極的に司法支援をしようということで、中国から入っていったというのが日弁連の取り組みでした。そのうち、今日ご紹介のあった国々に対する司法支援が活発になってきて、司法支援部会と国際交流部会に分けて、日弁連の国際交流委員会が発展してきました。現在では、幹事も含めて130名ぐらい国際交流委員会に登録していただいております、若い方々を中心

に非常に活発になっています。

弁護士が国際司法支援や法制度整備支援に携わるようになった当初、委員の方々は「私はこれが好きなんだ。」ということで、インドネシアに行ったら、インドネシアで死んでもいいとか、カンボジアが大好きで、カンボジアの大地に骨をうずめてもいいという感じで、かなりの覚悟と愛情と情熱を持って当地に行かれていました。1~2年行かれて、また帰ってきて、しばらく日本で普通の仕事をして、また行くというような方々がいらっしゃいました。ただ、その数はそんなに多くありませんでした。というのは、当地に行くと、かなり限られた専門的なローカルの知識になるので、日本に帰って、普通の法律事務所で仕事をするとはなかなか両立できないという現実があったからです。そこで、そのように日本を代表して出ていっている若い方々を日本の法律事務所がどうやって受け入れるかということで、受入れ事務所リストを作って支援しようではないかと委員会と真剣に議論して、そのリストを作ったという時代がありました。

ここ5~6年、そういう方々と、普通の business lawyer としてアジア、欧米を股にかけて活躍するような方々の層が重なり合ってきました。分かりやすい例では、アジア各国に支店を出している法律事務所がかなりあります。大手では5事務所ぐらいですが、10ぐらいの事務所が支店を出しています。そこで一定数の日本の弁護士が働いています。例えば、シンガポールにこの瞬間に住んでいる日本の資格を持った弁護士は70~80人いると思います。現地で働いているのが50人、20~30人は研修等で出ています。シンガポールだけでもそのぐらいですから、その周辺国のタイやインドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジアなどを合計すると、既に100人、以上の単位で日本の弁護士が現地で仕事をしています。

皆さんが仮に弁護士になることを希望されている場合、就職の門戸は以前に比べると非常に広がっています。現地に行って司法支援をすると、政府の枢要な方々と知り合いになったり、そのような方々を通じていろいろなコネクションができます。一弁護士が単独でやっているのではなかなか身に付かないような強力なバックグラウンドが身に付きます。例えば、ずっとタイ、ベトナム、カンボジアなどに関与していきたくないと希望される場合には、実務と直結するようになってきています。

今日ここにお見えになっている私の先輩を含めた方々のご協力によって、基礎法から始まった司法支援が、経済法など実務的なところに広がってきているので、その面でもビジネスと直結してきます。私も勉強会をしていますが、ベトナムやカンボジアの法律はこれからもどんどん変わっていくのでしょうけれど、まず概念を勉強して日本と比較するところから始まります。ビジネスのポイントに置き換えた場合、何が問題になるかということが、そういうところで司法支援をした人は非常によく分かるので、的確なアドバイスができます。

10年前ぐらいまでのイメージからすると、司法支援をしようと思うと、かなりハードルが高い面があって、普通の仕事と直結するのだろうかという面がありましたが、今はむしろ直結しています。皆さんにそのような知識と意欲があれば、どんどん前線に行って、日本、現地の方々を引っ張っていけます。単に人道的な、プロボノ的な活動だけでなく、ビジネスや日本政府の施策の手助けもできる時代になってきているので、これが一番の違いだと思います。ぜひ皆さんこぞってこのような活動に参加していただきたい。ただ、できるといっても、それぞれにとってできる範囲は異なってもよいのではないかと思います。私も朝から晩まで100%この分野に時間を使ってきたわけではありません。ただし、そういう人間でもそれなりに意義を見いだしてやってこら

れました。皆さんは、先輩の協力、努力によって門戸がかなり広がっているのです、もっとスムーズに深くできる時代になっています。そういう意味では恵まれていると思います。

弁護士の仕事

これから、弁護士は普通こんなことをしているということをざっとお話しし、最後に司法支援や法制度整備の支援はどのような位置付けになるかということをお話ししたいと思います。

まず仕事の連携で言うと、国際関係をやっている弁護士であれば、外国人弁護士や investment bank などと付き合いがあると同時に、法務省、JICA、ロースクールとの付き合いもあります。

弁護士の仕事は、紛争の解決、予防法務、戦略的アドバイスの三つに大別されます。紛争の解決は、訴訟・仲裁を中心とする伝統的な紛争の解決です。戦略的アドバイスは、戦略的法務といわれるものです。何十年か前に総合商社の方などが「戦略的法務というものがあるのだ。」と提唱されました。例えば今であれば、M&Aを使ってビジネスを拡大していく、特許など知的所有権を使って相手方を差し止めて自分の立場を築いていくというもので、マイクロソフトはそれで世界一の会社になりました。

弁護士の仕事の区別としてよくいわれるのは、アウトバウンド取引とインバウンド取引です。日本から出ていくのか、日本に来るのかという違いです。残念ながら、日本は先進国クラブといわれる OECD の中で、インバウンド投資額が断トツに少ない国です。イギリスは GDP 比で何十パーセントという規模で投資を受け入れています。日本は桁が一つ小さいです。ただ、外国からの訪問者が飛躍的に増えているので、インバウンドの比率は上がってきています。インバウンドの比率が上がってくると、日本の法曹が日本の法律に基づいて活躍する領域が広がり、量的にも増えてくるのではないかと私も期待しています。

弁護士がいつも気にするのは、依頼者・地域による区別です。外国人か日本人か、地域はどうかというものです。私が弁護士になったころは、外国イコールアメリカでしたが、例えば私の出張先でも、最近ではむしろアメリカは減ってきて、アジア地域の方が多いです。うちの事務所の若い弁護士がどこに出張しているのかを見ただけでも、地域性の時代の変遷が明らかです。

弁護士の主な活動領域の一つ目は、契約の作成、検討、交渉です。皆さんは今ではリース契約というものを当たり前のように見られるかもしれませんが。日本で初めてリース契約を作って、ひな型を作りたいという会社がありました。オリックスという会社がまだきちっとビジネスをやっていないころからの話ですが、リース契約やクレジット契約など、一生懸命ひな型を作ることから始めて、いろいろな契約をしてきました。

二つ目は、外国における訴訟、仲裁等の紛争の処理です。日本企業がよく巻き込まれるのは特許侵害や製造物責任などです。特にアメリカから訴訟を起こされて防御に走るといった仕事がよく行われてきました。

三つ目は、国内の訴訟、仲裁等の紛争の処理です。訴訟においても、依頼者別で、外国系のものという形でも切り口があるし、国内系でも切り口があるという分けがあります。

他には、国際倒産、政府機関との折衝・交渉・各種届出、国際通商摩擦、法令・判例の調査・検討・分析・意見書の作成、コンプライアンス・第三者委員会、社外監査役・取締役・各種委員会・審議会・諮問委員会、大学・研究会・セミナー等での教育・講演、政府機関・国際的法律家団体での活動、発展途上国への立法・司

法支援、国際機関での勤務等があります。

今、コンプライアンスを求める声が強くなっておりま、す。最近も、東芝や三菱自動車の会計データや数字の偽装がありました。東南アジア地域にグループ会社の重要な拠点を設置する会社が日本企業でも増えています。関西系の企業でも、少し活発な企業はかなりの割合で東南アジア地域に生産や、販売拠点を置いています。これから、その活動はますます活発になっていくと思います。そうすると、日本とは違ったコンプライアンス意識が必要です。コンプライアンスの基本は法令ですから、現地の法令、現地のルール、現地の倫理規範を実際に体得している方がいないと、本当の意味でのコンプライアンスはできません。法整備支援や制度の根幹を担ってきたような方は、体と心でコンプライアンスの意識を体得されているので、そういう方のアドバイスがグループ会社のコンプライアンス上もこれからますます重要視される、のではないかと思います。法制度整備支援や司法支援が、コンプライアンス社会において重要な役割を果たすと思います。

私も社外役員を何社か務めています。中国の子会社を持っているドイツの会社を買って失敗した LIXIL という会社が新聞紙上を賑わせました。我々もインドネシアやミャンマーなどの子会社で、結構なオペレーションをしているところの M&A を行うときは苦労します。我々の常識が通じないのです。日本の企業であれば、こういう資料を出してくれと言うとすぐ出てきますが、なかなか出てこない。出てきたものも信じられないほどずさんです。しかし、当地では当たり前です。そうなってくると、日本の目から見てずさんだと思われるところをいかに整備して、これは当地においてはどの程度のコンプライアンス状況の会社なのか、組織なのかということを見極める力が必要です。そういう力を持っている方が社外役員として重宝されます。以前は本部の人事、経営企画の中枢を歩いてきた人がそのままずっと社長になりました。

ところが、今よく起きているのは、外国の子会社で非常に苦労してきた人が脚光を浴びるということです。例えばキリンググループのトップの磯崎功典さんは、フィリピンのキリンが資本参加したサンミゲルという当地で一番大きなビール会社に、キリンググループ代表として数年間行かれていました。私は仕事の関係でその方をよく知っていたのですが、たまたま東京で久しぶりに会って、「どこかで会いましたね。」とお互いに顔を見合わせて、「あ、フィリピンでしたね。」と言って、非常に懐かしく話をしました。フィリピンで苦労してきた方が、キリンググループの何万人を率いているのです。これからはアジアの世界だ、日本の消費はだんだん落ちてくるけれども、これから人口が増え経済力も上がっていくアジアで経験した人が中核になるべしということで、役員人事でもそのような地域で苦労した人が脚光を浴びてきています。時代は変わったということです。

私は大学の教授や研究者ではありませんが、頼まれてこのように話をしたり、時々教えたりすることはあります。そういう意味での人事交流はこれからも増えていくと思います。弁護士にもいろいろ声が掛かって、補助的な立場かもしれませんが、一定の分野で一定の期間教えさせていただくことも増えてきています。そういうときに、このような専門性があれば、交流がしやすいと思います。

発展途上国への司法支援が本日のメインテーマです。私はカンボジアに2回教えに行ったことがあります。1回目は日本の大学の先生方を中心として起草された民事訴訟法の実務、上訴手続、控訴上告の手続、2回目は国際契約について、現地に教えに行きました。日本でも上訴を頻繁にするわけではありませんので、いきなりカンボジアに行って上訴を教えるのは苦労しました。それから、最初に契約と不法行為の違いを教えるために、

交通事故の絵を描いてカンボジアの弁護士の卵に話したのですが、私が信号の絵を描いたら、カンボジアには信号がないのでどういうシステムか教えてくれと言われました。信号を教えるのはなかなか難しく、私も田舎育ちなので、高校のときまで町に信号がなく、初めて信号ができたときには確かにみんな驚いていました。そのように考えてもらったら分かりやすいのではないかと言ったら、笑っていました。

弁護士による法制度整備支援

2013年時点で、JICA長期専門家派遣としてカンボジアに8人、ベトナムに8人、モンゴルに3人、インドネシアに2人、中国に2人、ラオスに2人、ネパールに1人が行っていました。人数は多くありません。以前はこのように行ってこられた方は日本での就職先に困っていましたが、今は結構売れっ子になっています。現地事務所で中核の一人になって働いている方が何人もいます。

法制度整備支援についてのプロジェクト実績としては、カンボジアでは、ポルポト政権が文化人的なインテリをほとんど虐殺してしまい、弁護士も数人しか残らなかったのも、一から弁護士を養成する日本の司法研修所に当たるものをつくって、弁護士養成セミナーなどを行いました。

2016年5月24日、自由民主党政務調査会、司法制度調査会が、政策「『法の支配』を基盤とする『日本型司法制度』～ソフトパワーとしての『司法外交』の展開～」の中間提言を出しました。自民党、今の政府も、法曹養成、ネットワークづくり、整備体制の強化に政府のお金を使っていこうと前向きです。今までにはなかったことで、かなり支援してくれるということです。その中を読んでもみると、普通の会社の法務部に入った方であっても構わない、誰でも法整備の制度支援ができるのだ、政府のお金もあまねくいろいろな使い道ができるようにしていこうということが書いてあります。

直近の「日弁連新聞」には、「ラオスの新司法研修制度における弁護士養成改善プロジェクトについて」という記事が載っています。カンボジアの司法研修所に当たるものはだいぶ前から支援をしていますが、今、ラオスでも同じようなことをやろうという動きがあります。ベトナムはかなり歴史があります。大学の先生方が中心になってこられましたが、ベトナムの方は毎年のように一定数が日本に来られ、研修に参加しています。

特に若い方に関しては、アジアに限らず、国連をはじめとして、いろいろな国際機関に弁護士を送り込むことに力を入れています。国際機関で日本の弁護士は活躍できていません。欧米の方に比べると100分の1もできていないので、ここにいらっしゃる方は国際機関で働いてみることをお考えになってはいかがでしょうかと思います。私はいろいろな形で仕事をしてきました。普通の仕事をして依頼者に感謝されることも弁護士冥利に尽きます。喜んでいただくことは弁護士として何にも代えがたいものですが、カンボジアに法制度整備支援に行ったときに、一生忘れられないことがありました。帰国する前、最後に当時のカンボジアの弁護士会会長に夕食会に招いていただき、近くに川が流れるレストランで地方のごちそうを頂きました。ちょうど夕暮れ時だったので、非常にいい景色で、夕日や川を見ながら食事を楽しんでいました。

弁護士会会長は当時75歳ぐらいだったと思いますが、最後に「今回、弁護士の皆さんに来ていただいて、私たちは非常にありがたく思っている。私の人生はもうすぐ終わるかもしれないが、カンボジアの川と大地は、皆さんのことを忘れない。永久の大地のために皆さんが働いてくださったことは、ずっとカンボジアの土に残る。」と言われたのです。カンボジアの大地は皆さんの努力を忘れないと言っていたことに、私は本当

に胸が熱くなりました。カンボジアまで来てよかった、カンボジアの制度を微力ながら支援してきたことに、理解が得られたのだと思いました。そういう思いを一人でも多くの皆さん方に共有していただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(松尾宣) 国谷先生、大阪のおばちゃんから国際業務という広いお話まで、短い時間で内容の濃いお話をありがとうございました。

せっかくですので、ここで質疑応答を幾つか受け付けたいと思います。国谷先生は、最後の少人数質問セッションには来られません。この時間でお帰りになりますので、今ここで質問をしておきたい方はぜひ挙手をお願いします。

質疑応答

(Q1・大学生) よろしくお祈いします。国谷先生は、カンボジアで民事訴訟法について講義されたご経験があるということですが、使用言語は日本語ですか、英語ですか。

(国谷) 日本語でした。私はどちらでもよかったのですが、日本語でしゃべってくださいと言われたのです。通訳が必要ですが、カンボジアの方で日本に帰化された、日本語とカンボジア語が専門用語を含めて流ちょうな方がいらっしゃって、通訳を務めてくださいました。もう一回は英語でした。当日どういう通訳の方が空いているかによって、実務的に左右されるということです。

(Q1・大学生) ありがとうございます。日本の民事訴訟法では、英語に訳せない概念が多々あると思いますが、そのようなときにどのように伝える工夫等をされましたか。

(国谷) 民事訴訟法の講義をしたときは日本語でやりました。契約法のときは英語でやりました。これも実務的に考えました。契約は英語で比較的説明しやすいです。

(Q2・法科大学院生) 国谷先生は、弁護士というかユーザーとしての仲裁に関わったご経験があるということをお前、先生のご経歴を調べさせていただいて知りました。今日のお話の中には、ユーザーとしての弁護士がどのように関わっていくかというお話がなかったので、その辺について伺いたいです。具体的には仲裁規則やCISGのような法律に関して、弁護士の方々はどうのようにして学んでいるのかがすごく気になっています。法整備支援とは少し変わってきますが、ユーザーとして、こちら側が法整備をする、法律を輸出する側ではなく、現地の法律を学ぶという立場に立った場合、弁護士の方々はどうのようにして学んでいるのかという点からお話を伺えればありがたいと思います。

(国谷) 紛争解決をするときは、仲裁も訴訟も同じです。仲裁は訴訟よりは少し規律が緩やかなので、少し自由度が高いというぐらいに考えた方が分かりやすいと思います。法律も含めて、いろいろなものをどうやって勉強するのかというのは、そのケースに必要な範囲で、時間も限られているので、集中的にやります。

例えば、ベトナムの法律とイギリス法が絡んで、どちらの適用があるのかというようなことが仮にあったとすると、両方の資格を持っている弁護士がいれば探します。そういう人はほとんどいないので、ベトナムの資格だけを持っている弁護士やイギリスの資格だけを持っている弁護士に聞いて、意見書を書いてもらいます。それから文献を教えてもらい、我々が理解できるような形で素材を提供してもらって、その都度必死になって読んで勉強します。

(Q2・法科大学院生) 現地に行って資料を集めるという活動もなさるといえることでしょうか。

(国谷) 事務所としては主な国ごとにデータベースを整備していますが、私もキャパシティの限界があるので、常日頃からそれを全て勉強するわけにもいかないし、この年になると勉強しても忘れるので、そのような効率の悪いことはしません。案件が生じたときに必要な範囲で集中的に勉強します。どの弁護士でも同じことをしていると思います。

(Q3・司法修習生) 貴重なお話をありがとうございました。1点目として、現代の国際業務は、アジアとの関係で、一番多い日本企業のニーズと海外企業のニーズの違いはあるのでしょうか。また、そのニーズと法整備の関係をもっと具体的に話していただけたらと思います。よろしくお願いします。

(国谷) 日本企業のニーズは、東南アジア地域に限って言えば、やはり現地のビジネスに直結する法律、それから法律では説明しきれない実務がどうかということが非常に多いです。それに尽きると言ってもいいでしょう。役員を派遣するとどういう責任があるのか、撤退するときどれぐらい責任を取られるのか、権限はどうだというようなピンポイントの質問がどんどん出てきます。それから、出店するときどのような許認可を得なければいけないのか、それはどのぐらいの時間がかかるかというようなものです。

外国企業のニーズがどうかというのは、質問の趣旨が広過ぎて分かりにくいですが、日本の企業と外国の企業で実務的にニーズはそんなに違わないと思います。日本人はより実務的な質問が多いです。外国人は実務的な質問をしてくる会社と、結構制度論を理解しようとするところと分かれるような気がします。中国の方などはものすごく実務的です。日本よりもはるかに実務的で、ピンポイントで結論だけ聞いてこられます。

それから、法整備支援との関係でどうかということですが、日本であっても、他の国であっても、アジア地域は非常に重要になってきているので、当地でビジネスをしようと思うと、生きた法律、実務は何かということをもっと知りたいということです。それで法整備支援をやってきた方との関係で言えば、実際に誰が決めているのか、法律だけ読んでも分からないというところから聞いて、実は、役所のこういう方に聞けばもっと分かるのか、判例を調べたいと思うけれども、どこにあるか、そもそもあるのかということも、そういう方であれ

ばすぐに分かります。そういう意味での実務的なアドバンテージはあるのではないかと考えています。

(Q4・弁護士) 本日は貴重なお話をありがとうございました。弁護士の大先輩として、お話の中で一つ伺いたい点があります。先ほど先生は、コンプライアンス社会、コンプライアンスの重要性ということをおっしゃいました。特に中国、東南アジアでは、腐敗防止との関係でコンプライアンスは非常に難しい問題だと思います。法制度の整備支援という観点では、コンプライアンスの重要性を非常に強調することができると思いますが、実際にお客様からコンプライアンスに関係する、特に贈収賄のような問題が来たときに、先生は具体的にどのようにコメント、アドバイスをしていらっしゃるのか、ぜひ伺いたいと思います。よろしくお願いします。

(国谷) まず、私なりに質問を分解して、前半の整備支援などで今の話がどう関連するかということについては、法整備支援と司法支援でそのようなところのジャンルまでは行っていません。基本法や経済法などまでは行きますが、コンプライアンスのガイドラインや贈収賄について、日本の弁護士や大学の方々が行って、実際に何か司法支援してきたかという点、今まではあまりないように思います。実際はされているかもしれませんが。

それから、実務ではよく聞かれます。例えばベトナムでは、ファシリテーションペイメントのようなもので、「関税当局が当たり前のことをやってくれない。日本だったらすぐに普通に通してくれるのに、嫌がらせをして1週間かかる。10ドルぐらいのお菓子を持っていくか、5ドル現金を渡したらすぐにやってくれるのに。警察官が来て露骨に要求するのです。渡せますかね。」というような質問をよく受けます。極めて実務的な回答ですが、私は「当地で、日本で言う社交儀礼の範囲を超えない程度であれば実務的には大丈夫。」と答えています。ですから、ベトナムの皆さんが普通にやっている、ランチを一緒に食べる程度とか、お土産をあげる程度はいいです。ただ、コンプライアンスの問題があるので、できれば、いつどこで誰が誰に対してどういう目的で何を渡したのかということ記録に残しておくことをお勧めしておきます。そうすると、後で何かのときにきちんとしているということが言えると思います。額についても、記録にないことを立証するのはなかなか難しく、もっと渡したのだろうと疑われたりすることもありますから、多額は渡していない、10ドルであって10万ドルではなかったということを記録しておく。どの程度やったらアウトになるかというのは非常によく聞かれますが、それは国ごとなので、それこそ司法支援などで行かれた方の方が、現地だとこの程度はOKだということが分かるかもしれません。

(Q4・弁護士) ありがとうございました。今度は松尾教官に、私の同期なので質問させていただきます。今、国谷先生から、法制度整備支援の中ではまだコンプライアンスに及んでいないというお話があったと思います。今後、ステージが進んでいくと、基本法からそのような分野に移っていくものなのでしょうか。

(松尾宣) 法制度整備支援の先輩がいる前で答えるのは非常にプレッシャーがありますね…(苦笑)。まだ勉強不足なところはありますが、コンプライアンスに関して言うと、投資、環境整備という観点と結び付いて、

アンチコラプション（反汚職）関係と結び付けて、何か成果を出せないかという動きはあるように思います。ただ、具体的活動としては、これから発展していく分野で、まだまだそこは発展途上であると思います。これをもって回答とさせていただいてよろしいでしょうか。

(Q4・弁護士) 結構です。ありがとうございます。

(国谷) アメリカは国益のために押し付け立法させますよね。日本の企業が賄賂を使ってインドネシアで仕事を取っていく、けしからん、賄賂を禁止しろとあって、日本の不正競争防止法を改正させて、外国人に対する賄賂の域外適用の規定を設けさせました。ですから早晩、東南アジアも経済が大きくなってくると圧力をかけて、日本の不正競争防止法に当たるようなものを作れということはやるのではないのでしょうか。日本がそれに対してどういうスタンスをもって臨むかというのは一つの考え方だと思います。

(Q4・弁護士) ありがとうございます。長い目で弁護士会と皆さんで議論をさせていただければというお話だと思います。

(松尾宣) ありがとうございます。改めまして、国谷先生どうもありがとうございました。

第3部トークセッション 「アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパス」

パネリスト：

伊藤 浩之（法務省法務総合研究所国際協力部副部長

／元 JICA ラオス法制度整備支援長期専門家）

大川 謙蔵（摂南大学法学部講師）

中村 真咲（名古屋経済大学准教授）

竹内麻衣子（独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部

ガバナンスグループ法・司法チーム課長補佐）

モデレーター：

石田 正範（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

(松尾宣) 第3部のパネルディスカッションに入ります。まず私から、パネリストの方々を紹介します。当部の伊藤浩之副部長は検事出身で、これまでに当部の教官と、ラオスの長期派遣専門家としての経験があります。摂南大学の大川謙蔵先生は民事法を専門とされている研究者で、現在ラオスの民法典の起草に関するアドバイザリーグループの委員を務められています。

名古屋経済大学の中村真咲先生はモンゴル憲法史などを専門としている研究者であり、名古屋大学法政国際教育協力研究センター勤務時代は、日本語で日本法を教育する日本法センターのモンゴルでの立ち上げに関わ

っておられました。

JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ、法・司法チームの竹内麻衣子課長補佐は、JICA に入構後は主に法制度整備、行政機能向上などのガバナンス関係のプロジェクトに従事され、現在は法・司法チームにおいてネパール、インドネシアの法整備支援のプロジェクトを担当されています。

モデレーターは、当部教官の石田正範が務めさせていただきます。以下の進行は石田教官、よろしくお願ひします。

(石田) 私は進行役を務めさせていただきます、国際協力部教官の石田正範と申します。よろしくお願ひします。今、司会者から紹介があったとおり、本日このパネルディスカッションには、法整備支援に関わる法曹の実務家、研究者、JICA 職員の皆様にお集まりいただいております。本日この会場にお集まりいただいている皆様方が将来、法整備支援に関わる場合、どのようなキャリアパスがあり得るかに関して、非常に参考になる話をしていただけたらと思います。最初に各パネリストの方から、これまでのご経歴や法整備支援に関与された経緯、また現在関与している状況についてお話しいただこうと思います。まず、伊藤副部長からお願ひします。

(伊藤) 皆さん、こんにちは。当法務総合研究所国際協力部副部長をしています、伊藤浩之と申します。本日はお越しいただいてありがとうございます。それでは簡単に、私の自己紹介をさせていただきます。

平成 12 年(2000 年)に検事に任官し、16 年間ほど検事の立場で仕事をしています。最初の 10 年間は、現場の検事として捜査・公判をしてきました。そして平成 22 年(2010 年)に一度、国際協力部に異動になり、国際協力部で 1 年 3 カ月勤務した後、JICA の長期専門家としてラオスに 3 年間派遣されました。

当時、ラオスの法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ 1 の 2 年目のときにラオスに赴任し、以降 3 年間現地で活動していました。ラオスの司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の法政治学部の職員・教員の方々と一緒にラオス法を基礎的なところから研究し、それをラオスにおける法律に関わる人たちの人材育成に生かす、そのための研究や教材づくりをするために始まったプロジェクトでした。そのプロジェクトに関わっていました。

3 年間の活動を終えて、いったん検察庁の勤務に戻りました。ここ大阪地検で 1 年半ほど勤務し、その後、再び今年 1 月に国際協力部に戻ってきました。これが私の今までの経緯になります。

(大川) 皆さん、こんにちは。摂南大学法学部で講師をしております、大川謙蔵と申します。よろしくお願ひします。私は現在のラオス法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ 2 から参加させていただきました。東ティモール共同法制研究で、この会場の 4 階だったと思いますが、家族法に関して東ティモールの方々に研修・講義を一度したことがあります。

誰でも留学や旅行などを含めて、様々な形で海外と接点を持つことができると思います。その中で、法制度整備支援で大事なものは、法律はそもそも外国の文化、歴史、政治、宗教に根差していると思うので、そこにどれほど興味を持てるのか、行った後も持ち続けられるかだと、私の経験上感じています。

昔のことを言っても仕方がないのですが、私は高校を卒業して、歴史が好きなので、中国の大学に行ったことがあります。歴史で見る方々と、現在の政治状況の下で見る方々のギャップに驚いて、一度そこは辞めたという経緯があります。ただ、そこでたくさんアジアや西洋の方々に出会いました。その中で、たまたまですがラオスの方が記憶に残っています。面白い方々ですし、考え方も非常に似ている感じもしますし、しゃべっていても気さくだったという記憶があります。

日本に帰国後、大学に入りました。法整備支援や開発法学とは無縁でした。そういった意味で、今回、私の経緯が参考になる方もおられれば、ならない方もおられると思いますが、一つの情報として提供できればと思っています。専攻は民法で、学部時代からずっとやっていました。大学院もそのまままきています。ただ、院生時代から、直接の指導教授ではなく、お世話に、なっている先生が家族法に関する研究をしていました。その方が、小さいと言ったら怒られるかもしれませんが、研究会をされていました。現在の名前は外国（身分関係）法制研究会で、名古屋大学で月 1 回ほど開催しています。当時はアジア家族法研究会という形の研究会で、院生のときからお手伝いという形で参加しました。その内容自体は現在も継続して、「戸籍時報」に掲載されています。

ただ、お恥ずかしいのですが、当時この研究会は何をやっているかがよく分かっていなかったのです。当時の研究会は、アジア家族法の内容を中心に把握して日本に紹介したり、法務省等の委託を受けて報告書を出したりしていました。先ほど国谷先生等のお話や、会場からの質問でもあったと思いますが、外国との関係で法的な問題が起きた際に、当該国家の法状況が分からないと大変です。それが如実に表れるのが家族法だと思います。当時私はそれがよく分からなかったので、アジアの小国の法律を見て、日本の解釈論に何が生きるのだと思っていました。これは失言かもしれませんが、当時はよく分かってなかったのです。

ただ、例えば、法の適用に関する通則法で婚姻関係が問題になった場合は、向こうの法律が分からないと解決できないことが出てきます。そういったときに、この研究は非常に大事だということが後々になって分かりました。実感してきたというのが正しいと思います。

そういった感じの研究会に協力していました。その後、助教時代にその研究会が、法務省から委託調査研究の形で、ラオス身分関係法制調査という研究の依頼を受けました。同じような問題についての情報が必要だということで、国籍や婚姻、離婚、親子関係、相続などの情報を調査してほしいというものでした。私一人でやったわけではありません。現地に行き、アポを取って調査をして、それをまとめて法務省に提出しました。

そういった形でラオスとの接点の一つあったのですが、当時、法整備支援をしていたわけではありません。ただ、その関係で、法情報として「戸籍時報」に報告書を出してはいます。その後、2014年のフェーズ1からフェーズ2に変わる際に、こちらにもおられる松尾弘先生をはじめ、非常に長くされている先生方に声を掛けていただいたのと、そもそもラオスや海外に興味があったので参加させていただいて、現在アドバイザーグループに参加しています。

(中村) 名古屋経済大学の中村真咲と申します。私自身はモンゴル憲法史という分野に興味を持って、大学院に入りました。当初は法整備支援に志を持っていたわけではありません。こちらに鮎京正訓先生がいらっし

やいますが、私がいたのは名古屋大学の鮎京先生のアジア法のゼミで、「アジアの法と社会について研究したいなら必ず現地に2年は行け。現地語を覚えて、現地の人は何に喜んだり悲しんだりしているかを理解できるように帰ってこい。」という指導がありました。それで私もいろいろな奨学金に応募したところ、運良く文部科学省の国費留学の試験に受かり、2年間モンゴルに留学しました。

ただ、財政難の年で、滞在費は出すけれど渡航費は出さないと、文科省から連絡が来ました。当時、モンゴルに行くのは非常に航空運賃が高かったのですが、調べると、船だと往復3万円だということが分かったので、船と鉄道でモンゴルに片道1週間かけて行きました。

それで留学を終えて、無事に帰ってきました。私は実家が東京ですが、神戸に船が着く関係で、名古屋を素通りするのも何だと思い、名古屋大学に寄って鮎京先生に「帰ってきました。」と言うと、「中村、よく帰ってきたな。悪いが、来週モンゴルに出張に行ってくれんか。」と言われました。「すみません、先に実家に帰らせてください。」と1か月ほど延ばしていただきました。そして当時、アジア法整備支援というテーマの大きな科学研究費を名古屋大学が取っていて、モンゴルとの関係をつくるために、1か月後に出張に行きました。今から考えると、それが法整備支援との関わりの始まりだったと思います。

当初は、法整備支援をよく分からない状態でやっていました。あくまでもモンゴル研究者という立場で協力していましたが、モンゴル人の友達や法律家と交流していく中で、これは現地の人に求められているのだと思うようになりました。彼らは、法整備支援というよりは比較法的な観点で日本がどうなっているかが知りたいと考えていました。

明治時代の日本であれば、モデルになるのはヨーロッパやアメリカだったと思いますが、今のアジアにおいてはヨーロッパやアメリカだけではなく、同じアジアがモデルになっているのが大きな違いです。日本も西洋法を継受した国としてどうやっているのかということに、彼らは非常に興味を持っていました。彼らの比較法的な興味に答えていく形で協力していくようになりました。

その後、名古屋大学で働くようになり、主に名古屋大学における人材育成のプロジェクトを仕事として、いろいろな共同研究のコーディネーターなどをしてきました。JICAのモンゴルでの法整備支援プロジェクトは現在は終わって、新しいプロジェクトは動いていなかったと思いますが、そういったものにも部分的に協力したりしました。現在ではJICAや外務省を通すというよりは、直接モンゴルの国立大学の法学部や法務省のシンクタンクと一緒に研究やディスカッションをすることが続いています。

(竹内) JICAの竹内と申します。私は法律のプロではありませんが、開発に携わる仕事から法整備支援にどのように関わってきたかという視点で、自分のキャリアについて簡単に紹介したいと思います。

今日初めてJICAという組織のことを聞かれた方もいらっしゃると思います。JICAは日本のODAの実施機関です。いろいろな形で途上国に支援していて、法整備支援はJICAの技術協力プロジェクトという形で実施しています。

JICAの仕事は、国づくりにいろいろな形で関わります。相手国の援助戦略の作成に関わり、それに基づく案件形成、案件の実施監理を行い、終わった後に評価するというサイクルに関わる仕事です。

自分のキャリアを基にイメージを持っていただければと思うのですが、私は法学部を卒業した後、JICA に入りました。入ったきっかけは、単純に海外に興味があったのと、どんな国・状況で生まれた人であっても機会を持つべきだ、特にそういった機会が奪われる戦争をなくすためにはどういった仕事があるのかということをや若気の至りで考えていたときに、JICA という組織に出会ったことです。

入った後すぐに法整備支援に関わっていたわけではないのですが、平和構築や紛争予防など、ガバナンスと近い分野に関心があったことで、法整備のプロジェクトにも関わるようになりました。それが2007年ごろです。そこでいろいろな形の法整備支援のプロジェクトに関わりました。1990年代からやっているベトナムのプロジェクトのちょうど中間時点だったので、中間レビューという方向修正をするような調査に関わったり、ウズベキスタンでやっていたプロジェクトの終了時の評価に関わったりしました。また、ラオス、ネパール、東ティモールの案件を立ち上げるタイミングだったので、そういった案件の形成にも関わりました。

私は大学のときは法学部ではあったのですが、恥ずかしながら、法律は覚えなければいけないものなので、あまり面白みを感じられませんでした。ところが、それぞれの国の状況の中で、新しい法律が必要になったり、改正が必要になっていったりするので、法も生きているものなのだということが分かって、ちょうど面白くなってきたところに縁あって、ネパールに赴任しました。ネパールは紛争が終わって、これから新しい国づくりをするタイミングで民法がなかったので、民法を起草するために日本に支援要請がありました。

通常、JICA の職員は案件が始まると専門家が前面に出るので、マネジメントサイドに入りますが、ネパールにはまだ専門家が赴任していなかったこともあって、かなりディープに関わることができました。具体的には、ネパール側の起草担当者として、松尾弘先生など日本で支援してくださっている先生方をつなぐような仕事でした。ネパールが伝統的な社会から個人主義の国に変わっていく段階において、土地の権利や女性の権利を民法にどのように規定すればいいのかについて、日本だけではなく、国連組織のUNDPも支援していました。このように違うアプローチでやっている組織もあったので、その中でどういった支援の仕方が有効なのかをもう少し深く考えたいと思うようになり、ネパールの赴任が終わった後にイギリスで1年、JICA の制度を使って法と開発の勉強をしました。その後、違う部署にいたのですが、今戻ってきて、インドネシアやネパールの法整備支援に関わっています。

(石田) ただ今皆様からお話をお聞きしたとおり、ここにいる4人のパネリストの方は、大学で法学を学んだことは共通かもしれませんが、法整備支援に関与された道筋は4人とも違う状況にあります。伊藤副部長は検事から法整備支援に関与したわけですが、検事に任官されるときに法整備支援は進路の一つとして考えていたのでしょうか。

(伊藤) 私が検事になったのは平成12年で、国際協力部ができたのが平成13年ということで、まだ部もできていませんでした。法務省として法制度整備支援に乗り出していたので国際協力部ができたのですが、私が検事になった時点では法整備支援について知らなかったですし、単に刑事事件をやりたいと思って検察官を志して、検事になったわけです。

そして平成13年に国際協力部ができて、徐々に活動を広げていく中で、検察官が目にする研修誌のようなものでも何度か国際協力部の活動や法整備支援について知る機会はありましたが、さほどまだ興味を持つことはありませんでした。ただ、検事になって10年目が近づいてきたところに、国際研修を受ける機会がありました。同じ法務総合研究所の中に、我々国際協力部とは別に UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）という機関があり、そこで世界各国の法律関係者などを招いた研修が行われていました。そこに日本人も参加する機会がありました。それは今も続いています。それに参加したときに、私にとってはほぼ初めてと言ってよいくらい国際交流の機会を持つことができました。中南米、アフリカ、そして、アジアの国の人々と議論したことがきっかけで興味を持ち始めました。

それから少し経ったときに異動で国際協力部に配属され、その中でラオスに派遣される機会にも恵まれたところから、以後、法整備支援にのめり込んでいきました。そのため、最初から目指していたわけではなく、やってみたらとても面白かったので強い関心を持つようになったという経緯です。

（石田） 伊藤副部長は国際協力部の教官として大阪でも勤務し、かつラオスでも仕事をしていますが、両者の仕事の違いや面白さの違いについてお話しいただけますか。

（伊藤） まず、何をしているかについては、我々国際協力部の教官の業務は多岐にわたりますが、主な仕事は日本での研修です。JICA のプロジェクトを行っている国のカウンターパートの人々が日本に来て受ける研修（本邦研修）で、コーディネーター的な役割をすることが一つ大きな業務としてあります。それぞれの国から15～20人ぐらいのメンバーが来て、2週間程度日本で研修を受ける際の企画や運営をします。どのようなプログラムを構成し、どのような先生方に来ていただいて講義をし、どういったディスカッションをし、どういう場所に行って日本のシステムを見てもらうのがいかを考え、関係する方々と協力して運営します。これは教官にとっての重要な仕事です。日本に来た方が、この研修は非常に良かった、日本はきちんとしているし、準備もするし、おもてなしもすごくしてくれると喜んでくれるのは一つのやりがいになると思います。

その他の仕事としては、現地に行ってセミナーなどの講師をすることもありますし、現地で長期専門家として活動している皆さんを日常的に支えるという役割もあります。これはこれで、国内で業務をしていてやりがいのある部分だと思います。

一方、現地専門家は現地に駐在し、日々カウンターパートの皆さんと接し、議論します。質問を受け、こちらからいろいろな疑問を投げ掛け、どうやってプロジェクトをうまく進めていくかに日々頭を悩ませながら活動していきます。先ほど竹内さんからもあったように、専門家が、プロジェクトをうまく進めていく上で非常に重要な役割を果たします。相手方との信頼関係をどう築くかが重要になってきますし、相手方から頼りにされて、いろいろなことを聞かれて一緒に考えることが、すごくやりがいになります。

現地で接することができる情報や、現地の実情の把握は、国内にいるときと比べて格段の差があります。現地専門家は、アドバイザーグループの委員の先生方や JICA の皆さん、国際協力部など、日本で活動を支えている方々と現地とを結び付けることが重要な役割になると思います。

このような仕事をするわけですが、それには現地の生活を楽しめるかというところもあると思います。全く違う文化の中で、相手国の法制度にどっぷり漬かって生活するのは、それはそれで楽しみだと思います。

(石田) 大川先生は、もともと法整備支援をやりたいと思っていた、開発法学を主に研究していて法整備支援に関与されたというよりは、別の分野を研究されている中で、徐々にいろいろな縁で法整備支援に関与されていったと思います。もともと研究していたことをそのまま向こうに伝えるのか、それとも法整備支援の中で別の研究テーマの拡大があったのでしょうか。

(大川) 全くの無縁というか、開発法学や法整備支援を意識して進路を決めたことはありませんでした。大学院以降こういった状況になって現在に至るのは、先ほど述べたとおりです。これは法整備支援のやり方や各国のスタンスの違いにもよるかもしれませんが、私はドイツ法を比較法の対象として選び、時効や除斥期間を研究テーマとしてやりつつ、他の先生の協力をする際にたまたまアジアのことを知ったという形ですので、それを直接今結び付けようというところまでは言っていません。

というのも、最初のスタンスというところにもつながりますが、日本やドイツの考え方などいろいろな考え方があって、例えば自分が、「これがいいんだ。だからこれを導入すべきだ。」とやってしまうと、法整備支援として大変なことになるのではないかということがあるからです。できるだけ客観的に、少なくとも日本の法状況や法システムがどうなっているかを中心にしつつ、求められればこんな考え方もあるとか、日本以外ではこんなシステムになっているという情報を提供します。無理に押し込んでいこうとか、少しぐらい自分の考えを入れ込めたら面白いのではないかという欲もなくはないですが、さすがにやろうとはしていません。

(石田) 大川先生のお立場からの法整備支援の面白さは、どういうところにありますか。

(大川) いろいろな視点があると思います。例えば私の入り方は比較法的というか、外国法の研究会のヘルプという形で入ったので、外国法を知る点が重要だったという時代がありました。それでラオスについても調べる必要が出て、2010年ぐらいに実際に調べていました。その後、現在のような状況になりました。今、向こうの方が法案や草案を作って、アドバイスをしているので、日本人も将来的にラオスとの交流がもっと増えると思います。

将来は幅を広げたいと思っていますが、研究テーマとしてもともと自分が関与していた、例えばこのような会場で民法典の何条についての議論などをするわけですが、その議論を生で聞けるのは、なかなかできない体験だと思っています。その中で、最初はこうだったのにこう変わったとか、我々が提供した情報によってこのように表現が改正されたなど、目の前で法律案が動いているということにやりがいを感じます。それが将来どのような形で実を結ぶかは分かりませんが、いずれ法案として提出され、法律になったときに、それによって国がどう動いていくのかを想像するのも楽しいです。

(石田) 続きまして、中村先生から、研究者としてキャリアパスを歩む場合に必要となること、直面する問題点、面白さなどについてお話しいただけますか。

(中村) まず、アジアの法律を研究するといっても、いろいろなアプローチの仕方があると思います。私の場合はたまたまモンゴルというフィールドでしたが、人によっては中国やベトナム、ネパールなどいろいろあります。むしろそうではなく特定の分野で、例えば憲法や民法、刑法などに重点があって、その比較の対象としてたまたま中国やモンゴルを選ぶというやり方もあると思います。

キャリアパスに重点を置いてお話しすると、現状、アジア法という枠の担当教員のポストがあまりないので、中国法は例外ですが、それ以外の国をフィールドにした場合は、就職先がほとんどないのです。そういった分野を研究している人は憲法や民法の先生になっているか、一般教養や教職課程の教員という形で大学の教員になっている方が多いと思います。あるいは政府系の研究機関で、例えばアジア経済研究所や国立国会図書館に勤務しながら、自分の仕事として、あるいは半分自分の研究として研究テーマを持ってやっている方も多いのではないかと思います。

そういった非常に厳しい状況がありますが、それでもやっていく魅力はあると思います。ある国に興味を持つ理由は人それぞれで、偶然の要素にかなり左右されますが、それでも自分がどうしてもその国なり地域に興味を持って、なぜそうなったのかを知りたいと思ってしまったら、思い切って飛び込んでいくのも一つの生き方なのではないかと思います。

その場合、大学院の博士課程に入って研究者を目指すとなると、私もやりましたが、その国をよく理解するために、ぜひ長期留学をしてほしいです。何らかの事情で長期はできないとしても、短期でもいいのでできる限り現地に行って、現地の空気を吸うというか雰囲気を知ることが必要だと思います。

さらに、どれだけできればいいのかという基準があるわけではありませんが、できるだけ現地語はできた方がいいです。ただ、これの問題点は、特定の国の専門家になろうとすると、とても時間がかかることです。語学を習得するには最低2~3年かかりますし、専門知識を深めていくとなると、さらに何倍も時間がかかります。単純に10年ぐらいの時間がかかります。それでも長期留学なり長い時間をかけてその国に接していくメリットは、自分と同世代の友達が現地ですごく来て、彼らが将来どんどん偉くなって、当初はなかなかアクセスできなかった情報も労せず電話一本で手に入るようになることです。これは短期の出張ベースでは難しいと思います。現地に長期留学することで、一緒に机を並べて勉強した友達が現地でどんどん偉くなっていくことが一つ大きなメリットかと思います。そういうレベルに達してくると、新聞の報道や本だけでは分からない現地の法と社会のダイナミックな動きが理解できます。それが研究者として特定の国に関わっていく大きなメリットだと思います。

仮に現地で長期の留学ができないとしても、日本にたくさんの留学生が来ているので学生の皆さんには、自分が興味のある国の学生と仲良くしてもらいたいと思います。例えば名古屋大学はもう25年以上になりますが、アジアの多くの国からたくさんの留学生を受け入れてきました。その人たちが現地で専門家になって、どんどん偉くなっていきます。つい最近では、名古屋大学の法学研究科に来て勉強したベトナム人の卒業生が、ベト

ナムの司法大臣になったのです。このような形で、日本にいてもその国について深く知りたい、勉強したいと思えばいろいろなチャンスがあるので、ぜひそういった機会を使って気になる国の勉強をすれば、それはおのずから自分のキャリアパスにつながっていくのではないかと思います。

(石田) 名古屋大学では、日本語で日本法を現地の学生に教える日本法教育研究センター (CJL) を設立・運営されています。そのCJLについて簡単にご紹介いただけますか。

(中村) 名古屋大学では25年以上にわたってアジア諸国からたくさんの留学生を受け入れてきました。当初は英語による日本語教育だったのですが、英語だけの教育ではどうしても限界があります。特に日本の最新の判例や教科書はすぐに英語になるわけではないし、基本的には英語にならないものが多いです。そうであれば、いっそのこと日本語で教えるのがベストではないかということで、この日本法教育プロジェクトの考え方が始まりました。

また、それまでも日本の国費留学でアジアの国々からたくさんの留学生が日本に来て、法学分野にも来る人がいたのですが、学部・大学院で日本で長期間過ごしてしまうと、なかなか現地に帰れなくなってしまいます。日本で就職してしまう人も多いです。それは悪いことではないのですが、仮にその人たちが現地に戻ったとしても、現地法を勉強せずに来ているので比較ができません。現地法が分からない研究者になってしまうのです。それではよろしくありません。現地のことも分かった上で、比較法の対象として日本のことも分かり、翻訳や通訳もできる人が必要であることを我々は経験的に学んだので、この日本法教育プロジェクトを始めました。幸い文部科学省の予算に採択されて、2005年のウズベキスタンをはじめとして、モンゴル、ベトナム、カンボジアと続いて、日本語による日本法教育プロジェクトが始まりました。現在はそれ以外にラオス、ミャンマー、インドネシアなどにも日本法の現地センターがあります。

このプロジェクトの面白い点は、法学の研究者と日本語教育の専門家が協力して、独自のカリキュラムや教材、教育方法をつくってきたことだと思います。これはありそうで今までなかったものです。単純に日本の高校生の社会科の教材や、日本の大学生の法学教育の教材をそのまま使えばいいかというと、そうではありません。彼らが育ってきたバックグラウンドが全く違います。歴史や文化的な背景も違います。それを考慮に入れ、特に社会主義から市場経済へ移行しようとしている歴史的な文脈を理解した上で、教材を作る必要があります。我々は名古屋大学の日本語教育の先生たちに協力を依頼して、一緒に作ってきました。現在では教育だけではなく、現地の大学や政府や企業との共同研究の拠点にもなっています。

キャリアパスということで、一つ宣伝させていただきます。現地のセンターには、日本法の特任講師を派遣しています。現地で法学教育をする人です。彼らの中には、ロースクールや大学院の研究者コースを修了して行く人も多いです。私の知っている事例で言うと、慶應のロースクールを卒業した方で、ロースクールを卒業して、司法試験に受かった後に、名古屋大学の日本法センターの拠点に2年間法学講師として派遣され、戻ってきて弁護士事務所に就職したという方がいました。それ以外にも、例えば若手の弁護士で、こういった地域に興味があるということで、勤務2~3年ぐらいで一度弁護士事務所を辞めて、センターの特任講師として派遣

された方たちもいます。

最初の国谷先生の話にもありましたが、この地域に強い人材は最近非常に人気があります。そういった形で現地に派遣された方たちが、戻ってきてからもきちんと法律事務所に、しかも大手の事務所に現地に強い人として採用される事例も非常に増えています。こういった地域に興味のある人は、キャリアパスとしてぜひ検討していただければうれしいです。

(石田) 続きまして竹内さんからは、JICA はかなり業務が幅広いと思いますが、法整備支援の分野は JICA の中でどのような位置付けになっているのか。また、竹内さんのようにこういう分野で働いている方は、今後 JICA でのキャリアパスは基本的にこういった分野で働くのか、全く畑違いのところに行く可能性があるのかについて教えていただけますか。

(竹内) まず、JICA における法整備の位置付けですが、正直なところ、昔はあまり知られていませんでした。今のうちのチームだけでやっているような状況でした。ただ、法律は民商事法だけでなく、あらゆる行政に関わるものなので、例えば他の農業を担当している部から、インドネシアの農業関係の法律について、一般的な法の整合性などに関して照会を受けることも時々ありました。最近は JICA に法整備支援をしたいと入ってくる人もだんだん増えています。これは、鮎京先生や松尾弘先生などに授業の中で取り上げていただいて、国際協力の視点から法に関わりたいという人が増えているということでもあると思います。

今後のキャリアパスですが、JICA の職員の場合の一つの分野のスペシャリストというよりも、国づくり全体のプロセスに関わるジェネラリスト的な要素が強いです。そうはいても、2~3 年で一つの部署を動く中で、だんだん地域や分野の専門性ができてきます。私の場合は今同じ部署が 2 回目ということもあって、法律・ガバナンスの分野を自分の軸にしたいと思っています。やりたい分野を尊重してくれる組織ではあるので、今後もガバナンス分野の実務と、研究所にもいたことがあるので研究の、二つを軸にして進めていきたいと思っています。

(石田) JICA の本部で勤務していても、現地に出張で行かれることがあると思います。どのようなところに行かれているのか、行った先で JICA の職員としてどのような仕事をしているかを、法整備を中心にご紹介いただけますか。

(竹内) 現在担当しているのは、インドネシアとネパールの法整備支援です。法整備そのものではないですが、アフガニスタンの女性の警察官への支援や、民主的な国に必要な公平・中性的メディアを支援するための公共放送局の支援も担当しております。

出張は、案件を立ち上げるときに、何を目標としてやるのかを相手国と合意する必要があるのですが、フレームづくりのための調査に行きます。また、プロジェクトの中間時点で方向修正が必要ないかを確認する調査に行ったり、案件が終わるときに予定どおりの成果がでているかをチェックするための調査に行ったりすることが

多いです。

(石田) 私自身ももともとは検事の出身で、国際協力部の教官になったのは昨年 9 月からです。自分自身を考えてみると、こういう分野に興味があっても自分の中のハードルとして、相当な語学力が要求されるのではないかと、自分のものではどうにもならないのではないかとという心配が非常にありました。先ほどから話が出ているように、語学力で英語ないしは現地語ができればそれに越したことはないと思いますが、それがどの程度必要か、現地で実際に活動する上でどのような形で語学に取り組まれているのかについて、まず伊藤副部長からお願いします。

(伊藤) 語学は確かにできるに越したことはない部分ではありますが、私自身もラオスに行くまではラオス語は全く話せず、現地に行ってから学びました。英語もそんなにできたわけではありません。国際協力部に配属と言われたときは、どうしようと慌てました。

海外に派遣されるにはやはり一定の基準があることはあって、TOEIC や TOEFL などの一定の点数を取らなければいけません。JICA の専門家として派遣される分には、それほど高い点数は求められないと思います。私のおきにはまだ TOEIC740 点ぐらいだったと思います。職種などによって多少ランクはありますが、最低限派遣されるのに必要な資格という意味で言えばそのぐらいです。実際には 800 点以上ぐらいの力は必要になってくると思いますが、派遣資格という意味で言えば、ものすごく高い点数を要求されているわけではありません。ただ、ある程度できないと困るところがあるので、それなりに頑張っておいた方が後々いいかと思いますが、それは今後の努力で何とでもなる部分だと思います。

語学に関して言うと、恐らく皆さん疑問に思うのは、言葉が違う中で、現地でどうやって活動していたかだと思います。今日、私だけではなくて、もう一人ベトナムに行っていた専門家もいるので、そちらの話も聞ければと思います。彼のベトナム語はすごいと聞いています。

まず、現地でどのように言葉をやりとりしているかという、私の場合は日本語、英語、ラオス語の三つを使っていました。どれか一つに集中していたわけではなく、それを使い分ける形です。

まず英語です。プロジェクトの現地スタッフ（ローカルスタッフ・ナショナルスタッフ）は、プロジェクト事務所によっては日本語・ラオス語や、日本語・現地語のスタッフを雇っているところも増えていますが、私のおきにはまだ英語・ラオス語のスタッフだったので、日常的なやりとりやメンバーとの調整、ミーティングは英語を介してやりました。もう一つ英語を使う場面は、他のドナーとの関係やドナー会合に出るときは、一定の英語でのやりとりが求められるところがありました。

もう一つは日本語です。法律は言葉が非常に重要なので、できれば正確に伝えたい。こちらとしてはネイティブの日本語で言いたいし、それを 1 回の通訳で伝えられる日本語・ラオス語ができる人がいれば、その方が伝わりやすいです。ラオス語から日本語で伝えてくれる人がいれば、その方が非常にスムーズにいきます。ただ、そのためにはそれができるだけのスキルを持った通訳人がいなくてはいけないという問題があります。そこで、現地で継続して協力してもらえる人や、ナショナルスタッフを育てることに取り組みました。重要なこ

と、詳しいこと、より深いことを伝えたいときは、通訳の人も頼んで日本語でもやりました。

もう一つはラオス語（現地語）です。現地に行って、学んだりしました。どうしても通訳を介していると自分でも十分に分からないと思うときもありますし、現地言葉ではどのように言っているのか、それはどういうニュアンスを持っているのか、もともとどういう意味なのか、現地語で何と書いてあるのかがすごく知りたいですし、そういったところにこだわりたい気持ちが出てきます。そこが分かった方がお互いに理解しやすいので、3年という限られた期間でしたが、現地語を習得しようと思って努力しました。

ただ、ラオス語は、日本でも非常に希少な言語だと思われていると思いますが、本当に初歩的な勉強をするテキストはあるけれど、それが終わってしまうとテキストがないので、次に私はいきなり法律の本とそれが英語に訳されているものを見て勉強しました。ということで、非常に偏ったラオス語の勉強になりました。

（石田） 先ほど中村先生のお話でも、現地語の習得が必要ということがありました。留学中や研究中は、やりとりなどは全て現地語でされるのでしょうか。

（中村） 分野やそのタイミングにもよりますが、私の場合は、基本はモンゴル語でやりとりします。ただ、伊藤さんのお話にもあったように、現地に駐在しているドナーとのやりとりになると、彼らが必ずしも日本語やモンゴル語ができるわけではないので、英語が中心になります。その意味で、研究者を目指す場合も、現地語だけではなくて英語もできた方がいいというのは間違いないと思います。

（石田） JICAで勤務される場合の語学力は、どういうものが要求されますか。

（竹内） JICAで採用された職員は、基本的に3年以内にTOEIC860点は超えるようにとされていますが、語学はツールですし、相手国の方も必ずしもネイティブではないので、身振り手振りも含めて伝われば何とかあります。確かに職場には帰国子女の人や留学していた人も多いですが、海外に行ったことがなかった同期もいます。そこは様々です。

ただ、先ほどドナーという言葉も出てきましたが、日本の支援について、他の国の英語がネイティブな人たちにも発信していかなければいけないので、英語ができる方が仕事の幅も広がります。

現地語については、大体首都で生活している分には、JICAの現地のスタッフも含めて英語でできますが、地方に行くと、その国の言葉でないと意思疎通ができないこともあります。そのため職員は、赴任する国が決まったら、自己努力の範囲ではありますが、言葉の習得に大体取り組んでいると思います。

（石田） 大川先生は、ラオスの現地の調査や現地セミナーの際に、言語のコミュニケーションはどのように取られていたのでしょうか。

（大川） 私はラオスという意味では伊藤副部長と同じような立場なので、会議などは伊藤副部長が言われた

とおりにやっています。私は経歴でもお伝えしたように、入り方が皆さんと少し違うと思います。ラオス語をやって、直接の研究対象としてという形ではなかったのですが、やりとりのツールは英語だけでした。当時は必要に応じて、日本にも来たことがあるラオスの日・ラの通訳が付いて、現地を回っていました。私は恥ずかしながらラオス語はできないので、法整備支援の会議でも通訳がいて、休憩の間は英語でコミュニケーションを取りながら、個人的に興味がある点や会議中の質問などをしています。

(石田) 本日会場に来られている方は、まだ法整備支援に関与される前の段階です。ご自身たちの経験からして、こういったスキルを身に付けておけばよかった、こういった勉強しておけばよかった、ないしは実際そういうことをして後に役に立ったものがあればご紹介いただければと思います。まず、伊藤副部長から。

(伊藤) これをやっておけばよかった、あるいはやっていなかったからできないということではなく、求められればその場その場で、その都度対応する形でいろいろなものに応じてきた部分があります。なので、何でもいろいろ経験・勉強されたいと思います。

ただ、比較法は一つ重要な視点です。それと、日本法自体についてよく知っておくことです。日本の法律の専門家として行くので、日本法について説明する場面が非常に多いです。それまで分かっているつもりであっても、もともと何でこうなっているのかというあたりから聞かれます。そこまで考えたことはなく、最初から与えられたものをこういうものだとして理解して、それ以上疑問を持たずにきたけれど、そもそも日本では何でこうなっているのかという基本的な質問がよく出てきます。その都度考えるので、日本法への理解を深めるよいきっかけにもなりますし、今勉強されているのであれば、そういったところについても考えておくといいと思います。

それから、日本法以外についても、他の国ではどうなっているのかについて相手国の方たちは関心があります。研究者になる方はともかく、そうでなければ、重点的にやるまでの必要はないかもしれませんが、いろいろな国の法律や制度についても関心を持っておくに役に立つと思います。実務家として行くのであれば、実務経験が非常に生きるもので、そういったものを持っていけばいいのではないかと思います。

質疑応答

(石田) それでは、会場の皆様から何か質問があれば、パネリストの方々に答えていただこうと思います。

(Q1・司法修習生) 本日はありがとうございました。法整備支援に対して漠然とした疑問を持っていて、法の支配をうちの国でも確立してくれとお願いすることが、いまひとつ想定できません。法整備支援を先進国に要請する途上国あるいは途上国政府は、何を望んでいるのでしょうか。

例えばベトナムや中国は共産党ですし、ラオスはよく分かりませんが人民民主党などでしょうか。党の支配の国家はイデオロギーとしてなさそうですし、途上国においては、開発にとって、法の支配・人権思想ははっ

きり言って邪魔ではないかと思う瞬間もあります。そういう国がどうして先進国にお願いするのか、それに応じて派遣された先進国の法整備支援チームはどういうスタンスでいるのか、そこは対立するのではないかと思います。法の支配の観点ではこうです、あるいは投資を呼び込みたいならこうした方がいいというぶつかり合いになるのではないかと思います、そういう経験はありますか。

(石田) 支援という大きな枠組みの話なので、竹内さんからよろしいですか。

(竹内) 十分なお答えになるか分かりませんが、私の理解の範囲でお答えしたいと思います。途上国が法の支配を確立したいという形で支援を要請してくるというよりは、ネパールであれば民法など、具体的な法律を作りたいという形を取って支援の要請が上がってきます。ただ、途上国であっても、人権を完全に否定している国はありません。もちろん意見がぶつかるときもありますが、国として良くしたい、もしくは外圧や国民からの要求を受けて、国として変わっていかなくてはいけないという意思があって、支援の要請が出てくるのだと思います。法は国家の主権の中核なので、こちらからの支援で、こうしなさいと、押し付けはしません。選択肢として、国際的にはこのようなスタンダードになっている、日本ではこうしていると示しながら、途上国の相手方を選んでいただきます。日本の ODA としての支援ですので、こちらとして言うべきことは言う必要はありますが、最終的に選ぶのはその国というスタンスだと思います。

(大川) 私からも少しいいですか。私は法整備支援に関与して短いので、お前が言うなみたいなことがあるかもしれませんが、今のご質問に対して私が思う部分を幾つか、お答えになるか分かりませんがお話しします。

国谷先生のお話でも、汚職等の話が出たと思うのです。法整備支援に関しては、こちらからこんな良い法律がある、しかも汚職はしない方がいいから導入しなさいというスタンスではやっていないはずです。一部の国では、汚職等にまだあまり手を付けてほしくないということがありますよね。そうすると、理念としての法の支配やグッドガバナンスは重要ですが、向こうが何を必要としているかによって要請の内容が変わると思います。

間違っていたら松尾弘先生に怒られますが、ラオスなど社会主義の国であれば、5カ年の計画を会議で立てて、このような形で国を動かしていくという目標を立てます。その中であり得る話としては、海外との関係です。WTO を考えると、汚職うんぬんもありますが、国家としての法整備がしっかりしていないと、取引などでうまく対応できません。そうすると国内法規もしっかりしておかなくてはなりません。そうすると、我々は法の支配という視点でしなければいけないと思いますが、こういったシステムがあるとか、こういう整備が必要になるよというアドバイスが出てくると思います。

東ティモールは今世紀初めての独立国家ですし、この20~30年ぐらいで国情がかなり変わった国だと思います。ポルトガルの植民地時代があり、独立しようと思ったらインドネシアに支配され、最近独立しました。今、特にもめているのが、民事で言うと土地紛争です。昔、自分の土地として持っていたけれどインドネシアに窃取された、インドネシア関係から借りた土地・不動産があったけれど、現在独立して本来持っていた人が現れ

たという場合、所有関係をどうするのかということになります。ティモールに法律はありますが、あまりにも紛争の数が多過ぎると裁判をやってもらえません。今、整備で力を入れているのが、ADRのような形で、紛争をどのように処理していくかという視点の支援です。国情や政情によって法整備支援のスタンスがかなり変わると、私は思っています。

(石田) 本会場には、先ほどもお話が出ました、本年3月までベトナムに長期派遣されていた松本剛検事も来られています。松本検事からも、今の点についてコメント等があればお願いできますか。ベトナムという社会主義の国の中で、彼らが法整備支援を求めている本当の意図が何か、現場でのあつれきなども含めてお話しいただければと思います。

(松本) 今ご紹介いただきました、今年の3月末までベトナムのプロジェクトに長期専門家として勤務していた松本と申します。ご指摘のとおり、ベトナムは共産党の一党独裁の国家です。日本で考えられている法の支配と、現地で言われるところの法の支配、封建国家と言うのですが、そういったものの概念を精査していくと、違うところが確かにあると思います。

ただ、現地でプロジェクトを動かしている場面では、むき出しの理念同士が衝突してトラブルが起こることは基本的にありません。先ほど竹内さんや大川先生からお話があったように、そもそもプロジェクト採択の段階で、国家としての国づくりの戦略と今回のプロジェクトの要請が合致しているかをスクリーニングに掛けます。国として本気で法治国家、法の支配を確立する気がないのに要請だけ上がってきても、それははねる仕組みになっています。

一応この形で日本がコミットしていけば、遠い先かもしれませんが、将来的には日本の目指す法の支配が確立された国になっていくだろうという見通しの下でプロジェクトを立てます。目の前にある多少の齟齬には正直若干目をつぶりながら、こちらとしては言うべきことは言いながらプロジェクトを動かしていくこととなります。理論的・理念的には対立しがちですが、現場でそれでそれほど深刻に困った経験は私にはありません。

(石田) 最初の松尾宣宏教官からの話でもありましたが、最近の法整備支援は日本企業の投資環境整備の局面に移ってきています。そういった関係で、幾つかの国では現在、知的財産に関する支援を行いはじめています。ミャンマーの知的財産分野での支援にご協力いただいている弁護士の小松陽一郎先生にも、会場に来ていただいています。小松先生からも、法整備支援に興味を持っている会場の皆様にコメントを頂けますか。

(小松) 伊原弁護士も一緒なので、補足していただきます。弁護士としての在野からのサポートの仕方はいろいろあります。個人的なサポートももちろんあります。日弁連としては、先ほどの国際交流委員会からのサポートもあると思います。一方、最先端の実務的な問題で、特に経済に関わることについては、それぞれの集団が動かなくてはいけない部分があります。

例えば知的財産法で申し上げると、日弁連の中に知的財産センターがあります。これは日本中の知的財産の

超プロが選ばれた、80名ぐらいしかいない組織です。今までは基本的に国内の問題や、知財高裁10周年でイギリスやフランスといった知財先進国とさまざまな議論をしてきました。ですが、ひょんなことに一昨年だったか、法務総合研究所のプロジェクトでインドネシアの最高裁の判事が十数名お越しになって知的財産の議論をしたところ、日本と全然制度が違ったのです。インドネシアには日本と同じような法律がありますが、特許の出願がほとんどありません。なので、特許紛争などほとんどありません。実際には著作権法と商標です。そういう実態を見て、我々は在野として何かお手伝いできることがないかと思い、一昨年、十数人で、日弁連と、日弁連から生まれた弁護士知財ネットとでチームを組んで行きました。僕は弁護士知財ネットの理事長を仰せつかっていて、全国に弁護士が約1000人います。

また、かつてはミャンマーの科学技術省にいて、今は政権がいろいろあって部署が変わられて教育省にいるモー・モー・トゥエ知的財産部長が日本に来られて、日弁連で知的財産の関係のお付き合いが発生したので、インドネシアの次はミャンマーに行ってみようかということで、今年の2月と5月にミャンマーに行きました。ミャンマーには、著作権法はありますが、知的財産法がないのです。ではどうなっているのだろう、これから法律を作るところの皆様が、法律をどのように捉えているのだろうと考えました。当然ですが、我々は決して押し付けてはなりません。そこで、日本の維新のときはみんなのように考えてきたのか、弁護士制度・弁理士制度の原点に戻ってみよう、元の特許法に戻ってみようと、いろいろ勉強しました。私たちは今は一応安定しているけれど、そういうところからお手伝いできることがあるかもしれないというスタンスでさせていただきました。これは自分たちの国を良くしたいという、維新のときの燃えていたような方々と一緒に、その国の制度の在り方を議論するチャンスでした。私は年寄りですが、久しぶりに燃えてしまいました。今日も若い弁護士が何人か来ていますが、一緒に行って役割分担しながら勉強しています。お金には結び付きませんが、法律を勉強している者の、法の支配のベースをお手伝いするやりがいがあるかと思っています。

キャリアパスの関係については、弁護士知財ネットのホームページがあるので、「知財ネット」だけでもいいですから入れて検索して見ていただければ、我々がどんな支援をしてきたかが非常に詳細に書いてあります。「知財ぶりずむ」という雑誌に載せているのと同じ原稿がアップされているので、弁護士の活動ぶりを体感していただけたと思います。

僕は若い人、特に学生に「東南アジアのどこかの語学を今からやれ。それが最高のキャリアパスだ。」といつも言っています。これから発展していく国です。その語学を、一番暇なと言ったら怒られますが、若い時代、学生時代にやっておいたらどうかということです。ミャンマー語は非常に難しいのですが、今やっておいたらどの世界に行っても、法律家になっても発展する、ニーズがある、日本語とこの二つができるのはすごいことだと申し上げます。慶應義塾大学の中でも、ラオス語でも構いませんが、できれば何人かミャンマー語をやろうと言っていたらと思います。

(石田) 知的財産関係でご協力いただいている伊原友己弁護士にも会場にお越しいただいていますので、一言お願いできますか。

(伊原) 一昨年ぐらいまで、日弁連知財センターの委員長をしていました。小松先生が弁護士知財ネットの理事長で、知財センターと知財ネットが両輪となって国際的に展開していこうということを2年か3年ぐらい前に始めました。国際協力部の皆様方にもご協力いただいて、インドネシアやミャンマーに行って、今に至っています。

ありがたいことかというのか、我々は正直言って弁護士という肩書きだけでは何もできないのです。若手の弁護士の方は、身に染みて分かっていると思います。弁護士は普通の人なのです。弁護士の肩書きで偉そうなことが言えるような環境にはないわけです。それが法務省の国際協力部のバックアップを得ることによって、日の丸を背負って世界に羽ばたけるのです。最近、どこかの変な知事が、どこかのオリンピックに行きたいと言って頑張っていました。日の丸を背負ってどこかの舞台に立つことが、一介の弁護士の立場でできるチャンスがどれだけあるかを見ていただくといいと思います。お金につながるかどうかは二の次、三の次で、やりがいです。ある国の国家のスキームをつくる、国づくりを、しかも日の丸を背負ってお手伝いできるチャンスは本当にそうありません。今回、国際協力部がこういうイベントを立ち上げて若い皆さん方にお声掛けしたのは、最大のチャンスだと思います。今日来られたことそのものがキャリアパスではないかと僕は思います。

国際的に頑張れる法曹を目指すのであれば、まさにこのきっかけを逃さずに、裁判官・検察官・弁護士になっても何でもいけれど、志を大きく、自分の懐のことだけを考えているのではなく、国家的な視点の高さで、この人生を歩んできて私はこれができた、という自分の中の大きな納得感を得られるようにこの先を進んでいこうと思うのであれば、法整備支援はいいですよ。

(石田) ありがとうございます。会場には、長年、法整備支援に深く関与されてきた、名古屋大学の鮎京正訓先生にも本日お越しいただいています。若い皆さんに一言お願いできますか。

(鮎京) 今、名古屋大学の名誉教授で、愛知県立大学と愛知県立芸術大学の理事長をやっております鮎京と申します。せっかくの機会なので、一言だけ発言させていただきます。特に私と同世代の先生方のご発言は誠にそのとおりだと思っていますが、あまり良いことばかり言っていてはあれなので、少し嫌なことも言いたいと思います。

私は名古屋大学の法科大学院で、いまだに法整備支援論という授業を担当しています。初めの方は今日報告された中村真咲さんと共にやり、今では今日出席されている砂原美佳さんと共にずっとやっています。これは私の教育者としての力量にも関わっているので一般論としては言えないのですが、法整備支援論の試験をすると、特に最近は全く面白くありません。答案に感動するものが一つもないのです。書かれている答案の内容は悪いわけではありません。書くべきことは書いてあるのですが、読んでいて今は全く感動しません。かつてはこういう意見もあるのかと感動したものです。その理由を考えてみると、昔は法整備支援といっても、本もなかったし、講義を聴いて学生が自分の頭で考えましたが、最近は、数は少ないといっても本もあるし、今日のような会合もあります。なので、ほとんどの受講生がある程度のイメージを持って、こういう問題が出ればこのように書けばよいというところにきているのではないかという気がしています。

例えば、先ほどの法の支配あるいは法治の問題と共産党の支配は、実は誰でも考える話なのです。質問した方は鋭い方だと思いますが、あえて言えばそれはみんな感じているのです。私は、それはあまり人に聞いてはいけない気がします。それはそのとおりであって、にもかかわらず、私たちは何で法整備支援をするのか、ひょっとしたら暴挙ではないのか、おかしいことではないかというところまで問題を煮詰めていく気持ちを、若い方には一人一人に持っていただきたいと思います。

あと一言だけ申し上げます。若い方にとって法整備支援という国際協力の分野は、今日もたくさん来られているように、今やとても人気のある分野になりつつあります。ただ、先ほど中村さんが自分の苦労話に寄せて言われましたが、何でこういうことをやるのかという動機付けが、個人のレベルで明らかになっていないと駄目だと私は思います。言い方は少し難しいのですが、社会的な意義だけの確認では駄目だと思っています。例えば、今日配られた「International Cooperation Department」という法総研が頑張って作ったものの1ページ目を開くと、三ヶ月章先生の文章が載っています。

三ヶ月先生という偉大な民事訴訟法の大家がなぜ法整備支援に取り組んだかということ、やはり戦争体験が非常に大きいのです。今まであの戦争で周りの国に迷惑を掛けてきた、だから、今の時代に自分たちがやるのが当然だという気持ちです。さらに彼の『法学入門』は、法整備支援をする方にとっては伝説的な名著です。なぜ日本の法がこのように形作られてきたのかという問題との関わりで、今言ったような言葉が出てきます。

あるいは法整備支援の先達として、森島昭夫先生という民法の大家がおられます。ベトナムの法整備支援を日本で最初にやったのは、誰が何と言おうとこの人です。この人は第2次敗戦の体験、その後のアメリカによる日本の占領、しかも主権が制限されるという自分の青春時代が誠に悔しかったのです。従ってあの人の法整備支援のやり方は、あくまでもベトナムなりカンボジアの主権侵害にならないようにという価値観が前面に来るのです。

竹下守夫先生も、法整備支援の大家です。この人がどういうスタンスでやったかということ、有斐閣の裁判法の全集を読むと、初めに法治や法治主義など、キーワードとして民主的法治国家が出てきます。

あれこれ言いましたが、一人一人違ってよいと私は思います。ただ、自分がどういう価値を大事にしているかをはっきりさせて取り組んでいただくと、人に流されないような良い仕事ができる気がします。

(石田) ありがとうございます。このパネリストの皆さんには、後ほど少人数セッションで質問に答えていただきます。最後に、パネリストの皆様方から一言ずつ、参加者の方々へのエールのようなお言葉を頂こうと思います。まずは竹内さんからお願いします。

(竹内) , 私は JICA に入ったときは、恥ずかしながら法整備支援を知らなかったのですが、実際に関わってみて、国の主権にすごく近い分野支援の要請が日本に来るというところで信頼を受けていることを感じます。今回はアジアが対象ですが、アフリカに対する法整備支援も今広がりつつあり、民商事法から知的財産法など分野の広がりもあります。とても面白い分野で、関わって幸せだと思っています。今回いらしている方は法律の分野が専門なので、JICA の職員というキャリアパスではないと思いますが、将来的に皆さんと一緒にお仕事

ができれば非常にうれしいです。ありがとうございます。

(中村) 今の鮎京先生のお話を聞いていて、学生時代に受けた鮎京先生の講義を思い出して、相変わらず煽るのがうまいなと思いながら懐かしく聞いていました。

私も情緒的な言い方になってしまいますが、法整備支援やアジア法に関わっていて何が楽しいかという、たくさんの人に出会えることだと思います。現地の社会でいろいろな人に会えます。その社会を深く知ろうと思って、その社会に深く入っていく過程で、モンゴルの場合は、法律家はもちろん、鉱山開発関係者、農業従事者、文化財保護専門家、芸術家、ジャーナリスト、政治家などいろいろな人に出会えました。そういう人たちの口を通して彼らが何を考えているのか、現地の法と社会はどうなっているかというダイナミズムを見ることができて楽しいです。

それ以外にも、日本や他の国の法整備支援に関わっているいろいろな人たちと出会えます。法整備支援や連携企画で協力してきた弁護士や法総研の方たち、大学の先生など、いろいろな人たちと何年かぶりに会っても、昔のような気持ちでいろいろなざっくばらんな話ができます。

率直に言って、人生で何人の人に出会えるかという、すごくたくさんというわけではないと思います。その人の人生が何だったのかを考えたときに、どういう人に出会えたかは大変重要なことだと思います。その意味では、法整備支援やアジア法に関わるのは、実利的な意味だけではなく、いろいろな意味で出会える人の数が増える、それによって自分の人生が豊かになっていくことが最大の魅力だと思います。ですので、皆さんも、もし興味があれば恐れずにどんどん飛び込んでいただければと思います。

(大川) 今日は非常に素晴らしい先生方がおられて、熱意のあふれる皆さんがいる前で、私の言うことは何もないなと思いました。一つだけ感じたことをお伝えしたいと思います。先ほど鮎京先生のお話にもありましたが、国の主権を尊重し重視するのも大事ですが、私の体験上、文化も大事にしてほしいと思っています。例えばラオスの文化では、松尾先生はご存じだと思いますが、場合によっては会議の前に歌を歌うことがあります。このようにシーンとしている場で、「では、日本側から1曲いきましょう。」と昼休み後などに言われます。皆さんはここで歌えますか。アカペラで、お酒も入っていないで、みんなが知っている曲です。AKBのような最近の曲は、ラオスの方も全員が知っているとは限らないので、歌いづらいなど、いろいろあると思います。それを振られて、皆さんが応えられるかどうかです。応えられなくても怒られませんが、文化を尊重するという意味では、そういった形で相手国のことも受け入れられる人の方が、中村先生も言われていたようにさらにコミュニケーションも取れて、深く入っていけるのではないかと思います。そういった経験もしています。松尾弘先生もよく歌っておられました(笑)。

(伊藤) 私も何とか早く現地に溶け込もうといろいろ考えてやったのが、今まさに大川先生が言われたことです。私はラオス語の歌を覚えて歌いました。日本人がラオス語の歌を歌うと、非常に受けました。毎回会議のたびに同じ歌を延々歌い続けて、3年間過ごしました。それでも非常に喜んでくれたので、よかったと思って

います。

何のために支援を求めるのか、何のために支援をするのかという話もありましたが、フィールドに行くと確かに相手国の皆さんは困っている部分があります、課題を抱えている部分があります。それを解決するのにいろいろな困難を抱えていて、経験も足りません。それを何とかしたいという情熱は、相手国の皆さんも持っています。その中で日本から法律家として行って、微力でも協力できる余地があるときは、そこを逃す手はないと思います。相手の皆さんのためにもなり、自分の視野も広げてくれる世界だと思います。ぜひ興味を持っていただければと思います。ありがとうございました。

(石田) それでは、パネルディスカッションはこれにて終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(松尾宣) パネリストの皆様、石田教官、ありがとうございました。本日は誠に多くの方に来ていただき、重ねて感謝を申し上げます。こうして多くの方々にお越しいただいたのは、法整備支援にご関心を持っていただけたのはもちろん、法整備支援の魅力、そのキャリアパスの魅力について、学生の方々、若い方々に積極的にお声掛けいただいた方の力も大きいと感じています。今日この会場にいらっしゃっている、関西大学で教鞭を執られている村上幸隆弁護士、神戸大学・大阪大学ロースクールで教鞭を執られている大口奈良恵検事に対しても、深く御礼申し上げます。

最後になりますが、連携企画の一つで、本シンポジウムの次のイベントである名古屋大学主催のサマースクールのお知らせをさせていただきます。名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)特任講師の牧野様、よろしくお願ひします。

【お知らせ】サマースクールについて

(牧野) 今日はサマースクール「アジアの法と社会 2016」というチラシを入れましたが、これは連携企画の一環として名古屋大学が毎年やっている行事です。今年は8月22~23日と、昨年より1日短縮して2日間で行います。今日の「法整備支援へのいざない」は、特に法整備の担い手・キャリアパスに中心が置かれていましたが、名古屋大学のサマースクールは2日間の、今のところ七つぐらいの集中講義の形で、座学を中心としたものを準備しています。11月は学生の研究発表の場ということで、導入から入って深く勉強し、それを自分で発信するという形で3つのシリーズで開いています。

名古屋大学法政国際教育協力研究センターというとても長い名前ですが、ここは法分野の国際協力を進め、大学の国際化を進めるために文部科学省令で設立したセンターです。全国のナショナルセンターとして法整備支援を実施する、国内の大学では一つしかないセンターです。サマースクールの中では法整備支援に携わる実務家の話を入れたり、鮎京先生から感動する答案がなくて面白くないという話がありましたが、私も鮎京先生のところで勉強したのですけれど、いろいろな視点を養うような講義を入れたりしたいと思っています。まだ

検討中ですが、地域の法の研究をしている方のお話、外国の方から見た比較の中の日本法の捉え方、また、一国の法律にばかり関心を示すのではなく、最近では ASEAN で経済統合が始まっていますが、地域統合の中で各国が進めていく法律の整備をどのように考えるのかなど、いろいろな視点が養えるような機会になればと思います。

もう一つ、アジア各国の学生との討論を、サマースクールの目玉の行事として入れています。先ほどパネリストの中村先生がお話しされた日本語による日本法教育で、名古屋大学は8つの研究教育拠点に日本法教育研究センターを持っています。これはアジアのバングラデシュ以外の日本政府の主要な法整備支援の対象国で、ベトナムだけ、ハノイとホーチミンの2カ所にあります。

名古屋大学は、法整備支援の中でも特に人材育成に力を入れています。先ほど司法大臣が生まれたという話がありましたが、自らの力で法律を作ることができる人材を育成しています。今日の質問で、概念の違いをどうやって伝えるのかという話がありましたが、日本語で日本の文化・社会まで深く入れるような人材を育成しています。そこで3年間勉強した学生が、日本に3週間来ます。その学生との交流の機会も設けています。その学生たちが各国の社会の法律に関わる問題について討論する時間もあるので、ぜひご参加いただければと思います。

最後に全体討論をします。松尾弘先生にコーディネートをお願いしています。11月の学生シンポジウムにつながるような形を考えています。今日も法整備支援やアジア法に関心のある、学生や若い法曹の方々が来られていると思います。同じ志を持った人たちに会えて、若いアジアの学生とも交流するチャンスになるので、ぜひ参加していただきたいと思います。

会場は、昨年も来られた方がいらっしゃるかもしれませんが、私たちのこれまでの20年ぐらいの成果が評価され、文部科学省の助成で200平米しかなかった小さなオフィスから、今度5000平米という20倍の大きな建物が建ちました。皆さんの交流の空間となるような建物なので、ぜひここに来て交流していただければと思います。

対象はチラシには学部生、大学院生、法科大学院、社会人と書いてありますが、弁護士や修習生、高校生も含めて、法整備支援・アジア法に興味のあるならどんな方でもOKです。今後CALEのセンターのホームページに詳細を掲載します。ぜひ多くの方に参加していただければと思います。名古屋は遠いと思う方がいらっしゃると思いますが、楽しい機会にしたいと思っていますので、ぜひご参加いただければと思います。よろしくお祈りします。

(松尾宣) 牧野さん、これは事前申し込みは要るのですか。

(牧野) 7月上旬ぐらいにはウェブで申し込めるようにしたいと思いますので、ホームページにアクセスしていただければと思います。

(松尾宣) ありがとうございます。最後に、本シンポジウムの閉会挨拶を、公益財団法人国際民商事法センター事務局長、北野貴晶様より頂きます。北野様、よろしくお祈りします。

閉会挨拶 北野 貴晶（公益財団法人国際民商事法センター事務局長）

皆様、こんにちは。公益財団法人国際民商事法センター事務局長の北野です。アジアのための国際協力 in 法分野 2016 法制度整備支援へのいざないに参加いただいた、ロースクール生をはじめとした学生の皆さん、司法研修生、弁護士の方をはじめとした法曹関係者の皆様、講演いただいた先生の皆様、本日はお疲れ様でした。

公益財団法人国際民商事法センターは、お手許のパンフレットでも説明しているとおり、JICA・法務省がアジア諸国で行う法整備支援に民間としてお手伝いすると共に各国の民商事法の理解を深めるため、セミナー・シンポジウム・調査研究事業を行っていますが、この連携企画については、法整備支援に関心を持っていただく若い方を育てる事業として特に力を入れており、当初から共催者としてご協力させていただいています。

本来であれば、理事長の原田が挨拶するか、会場のおられる法整備支援に携わって来られた大先輩の先生が挨拶されるものと思いますが、折角挨拶の機会をいただいたので、締めになるかわかりませんが、半分感想のようなこととお話ししたいと思います。

この行事は、2009年に始まり、今年は8年目ということになります。今回のように最初にセミナーを行い、サマースクール、最後のシンポジウムと年間にわたる企画が続くようになったのは、2012年からで、それまでの「点」であった行事が「線」でつながるようになりました。

本日は、法整備支援に携わるとはどういうことかを現場を経験した研究者・法曹関係者にお聞きすることができ、私自身、大いに勉強させていただきました。

財団法人国際民商事法センターの事務局長というといかにも法律の専門家というイメージを持たれるかもしれませんが、私は法学部をでたものの、30年以上、商社に就職して業務・営業に携わり、4年前に財団に来て、大学を出て初めて法律の世界と向き合うことになりました。その意味では、ここにおられる皆様より低いレベルから物事を見ている訳ですが、法整備支援に携わっていると色々好奇心が刺激されます。私がこの世界に入った時、法制度整備支援は、大いに知的好奇心を刺激されるものと言われましたが、正にそのとおりと実感しております。

法整備支援を考えるにあたって、その国の歴史、文化、政治、社会、民族、地理、宗教、言語等を背景も含め十分に把握しておく必要があります。通常国際間でやりとりする時は、英語とか仏語が一般的ですが、法整備支援にあたっては、現地の言葉がベースとなり、現地の言葉で概念がないことは、伝えたと思っていても、相手側には全く理解されないということになります。又、理解してもらったとこちらが判断していても、相手国の社会の状況、歴史的背景から相手は、違った捉え方をすることもあり、うわべだけのコミュニケーションでは通じない世界と思います。今申し上げたことはごく一部の話ですが、皆さんが、些細なこともいいので、何らかの形で、実際に法整備支援を経験いただき、その奥深さを感じていただけたらと思います。

日本の海外との関わり方が色々話題になっておりますが、若い皆様に法制度整備支援を通じて、真に相手国とのコミュニケーションのやり方を学んでいただき、日本とその国の架け橋になっていただきたいと思います。そのお手伝いをするのが、財団の重要な役目と考えているので、メールでのお問い合わせや、財団事務所の訪

間で財団を活用してください。

これからの、サマースクール、シンポジウムと続く連携企画にも是非参加していただきたいと思います。

又、お目にかかりましょう。

(松尾宣) 北野様、ありがとうございました。これにて「法整備支援へのいざない」を、ひとまず閉会します。本日は多数の方にお集まりいただき、誠にありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野